

市川三郷町
公共施設等総合管理計画



平成 29 年 5 月

目次

1	計画策定の目的	1
1-1	背景と目的	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画期間	2
1-4	計画対象範囲	3
2	計画策定の目的	4
2-1	本町の将来都市像	4
2-1-1	総合計画	4
2-1-2	総合戦略	6
2-2	総人口及び年代別人口についての今後の見通し	8
2-2-1	人口・ニーズの現況と課題	8
2-3	財政の現状と課題	9
2-3-1	歳入（普通会計）の推移	9
2-3-2	歳出（普通会計）の推移	9
2-3-3	投資的経費の推移	10
2-4	公共施設等の現状と将来の整備見通し	11
2-4-1	対象とする施設分類	11
2-4-2	公共施設の現状と課題	12
2-4-3	公共施設等の将来推計	19
3	公共施設等の総合的かつ計画的管理に関する基本的な方針	24
3-1	現状や課題に対する基本認識	24
3-1-1	対象施設	24
3-2	保有量の目標設定	24
3-2-1	公共施設	24
3-2-2	インフラ施設	24
3-3	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	25
3-3-1	点検・診断等の実施方針	25
3-3-2	維持管理・修繕・更新等の実施方針	25
3-3-3	安全確保の実施方針	25
3-3-4	耐震化の実施方針	25
3-3-5	長寿命化の実施方針	26
3-3-6	統合や廃止の推進方針	26
3-3-7	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	27

3-3-8	行政サービス水準等の検討	27
3-3-9	PPP/PFI等の活用.....	27
3-3-10	議会や町民との情報共有等.....	28
3-3-11	数値目標の設定.....	28
3-3-12	町域を超えた広域的な検討.....	28
3-4	フォローアップの実施方針	28
4	施設類型ごとの管理に関する基本的方針	29
4-1	公共施設	29
4-1-1	既存施設の有効活用と最適配置（規模）	29
4-1-2	時代とともに変化するニーズへの対応（質）	30
4-1-3	適切な管理運営によるコスト縮減（コスト）	30
4-1-4	行政系施設	32
4-1-5	町民文化系施設.....	35
4-1-6	社会教育系施設.....	37
4-1-7	スポーツ・レクリエーション施設.....	39
4-1-8	子育て支援施設.....	41
4-1-9	保健・福祉施設.....	43
4-1-10	公園	45
4-1-11	病院施設.....	47
4-1-12	学校教育施設.....	49
4-1-13	町営住宅.....	52
4-1-14	その他施設.....	55
4-2	インフラ	58
4-2-1	社会構造の変化や町民ニーズに応じた最適化.....	58
4-2-2	安心・安全の確保.....	58
4-2-3	中長期的なコスト管理	59
4-2-4	道路	59
4-2-5	橋りょう	59
4-2-6	上水道・簡易水道施設	60
4-2-7	下水道施設	60
5	公共施設等マネジメントの推進体制	61
5-1	進行管理に関する基本方針	61
5-2	着実な推進に向けての基本方針.....	61
5-2-1	財源確保のための基金の創設.....	61
5-2-2	スキルアップ研修等の実施	61
5-2-3	情報管理のためのシステム構築.....	61

1 計画策定の目的

1-1 背景と目的

我が国では、公共施設等¹⁾の老朽化対策が大きな課題となっています。各地方公共団体では、厳しい財政状況や少子高齢化の進行により、これまで整備してきた公共施設等を同様の手法で維持管理していくことや、全ての施設を保有していくことが難しくなっています。また人口構成等の変化により、公共施設等の利用需要も変化していくことが予想されるため、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を検討することが必要不可欠です。

このような状況を踏まえ、国では、平成25年11月「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

こうした中、平成26年4月、総務省は全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定要請を行いました。これにより、すべての地方公共団体は、庁舎・学校・公営住宅などの公共施設、道路・橋りょう・水道・下水道などのインフラ資産といったすべての公共施設等を対象として、10年以上の視点を持ち、財政見通しとライフサイクルコスト²⁾に配慮した公共施設等総合管理計画を平成28年度末までに策定することを要請されています。

本町は、平成17年10月に三珠町・市川大門町・六郷町が合併し、多くの土地や施設を保有することとなり、大規模な修繕や更新が見込まれる多数の公共施設等を現状のまま維持していくことは難しい状況にあります。また、財政面においては、人口減少に伴う税収の伸び悩みや高齢化社会の進行に伴う社会保障関係費の増大による歳出の増加も想定されています。

この課題を克服するため、財政負担の平準化と公共施設等の最適配置を目指し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に資するための基本方針を定めるものとして、「市川三郷町公共施設等総合管理計画(以下、「本計画」という。)」を策定します。

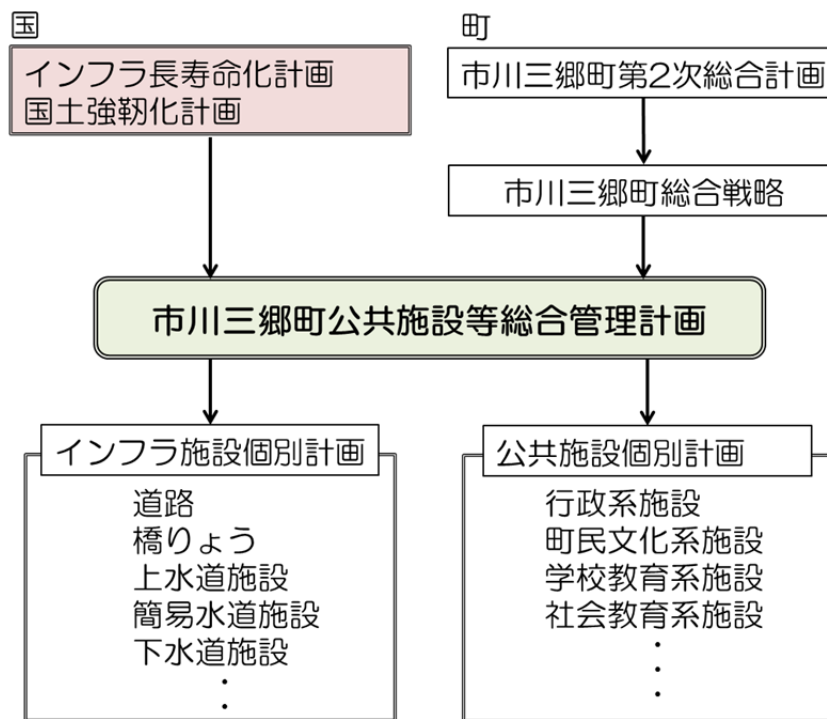
注釈

- 1) 公共施設等 …… 公共施設(建築物)とインフラ施設の総称。
- 2) ライフサイクルコスト …… 建築物やインフラ施設の新設から撤去するまでのトータルコスト。

1-2 計画の位置づけ

平成25年11月に策定した国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。

本町の計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定するものであり、今後の各施設の個別計画の指針となるものです。また、最上位計画である「市川三郷町第2次総合計画」のもと、「市川三郷町都市計画マスタープラン」などとの連携を図り、各施策・事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。



■公共施設等総合管理計画の位置づけ

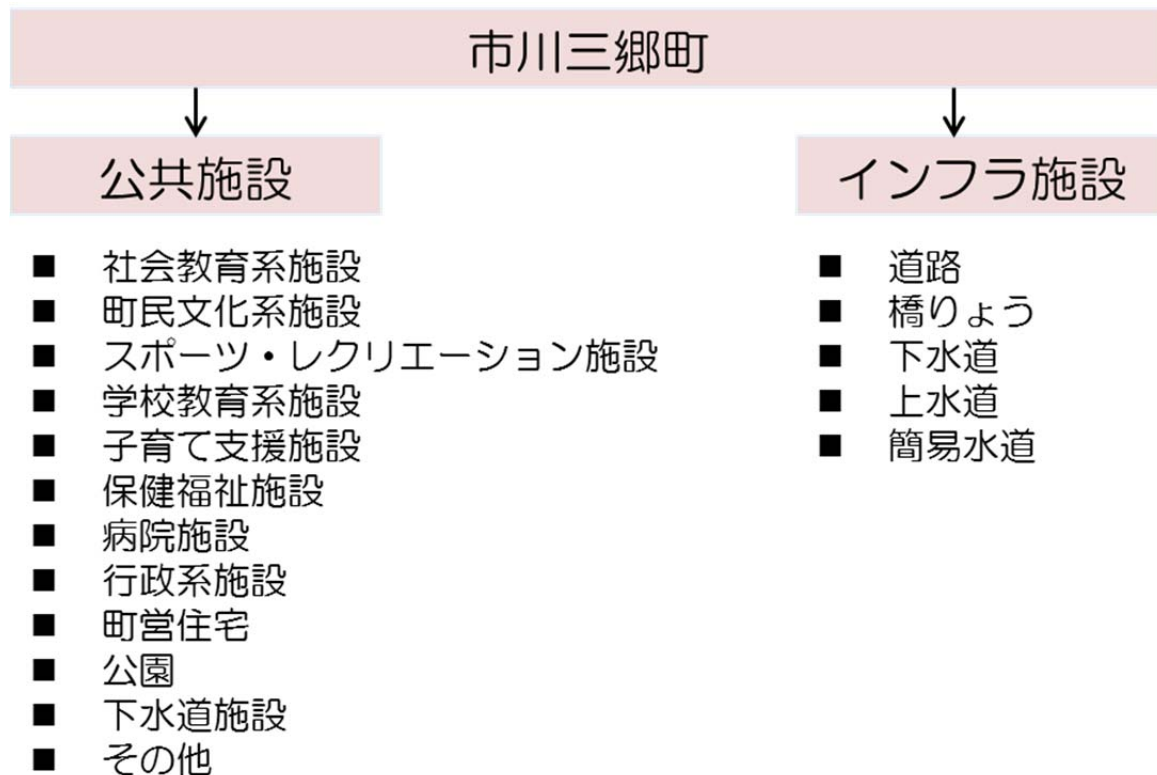
1-3 計画期間

本計画の計画期間は、公共施設等の計画的な管理運営において、中長期的な視点が不可欠であることを踏まえ、2016（平成28）年度から2045（平成57）年度までの30年とします。

なお、計画は10年ごとに見直すことを基本とするとともに、今後の上位計画などの見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行います。

1-4 計画対象範囲

本計画の対象は、本町が所有する財産のうち、すべての公共施設及び道路、橋りょう、上水道、簡易水道、下水道のインフラ施設とします。



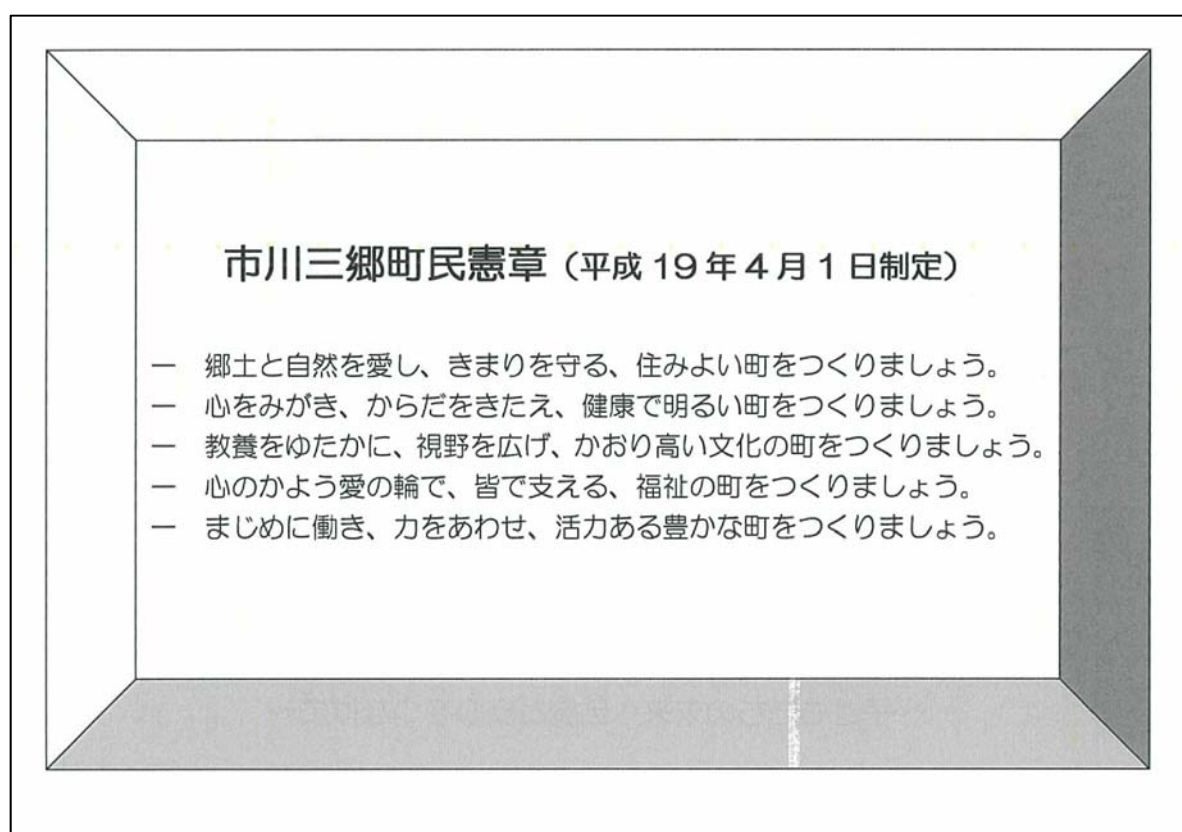
■計画対象施設

2 計画策定の目的

2-1 本町の将来都市像

2-1-1 総合計画

近年の災害の多発、少子高齢化、交通インフラ整備の発達等の状況を踏まえ、第1次総合計画のさらなる飛躍を期すことを目的として、「市川三郷町第2次総合計画（平成29年4月）」を定め、まちの基本理念、まちの将来像を以下のように掲げています。



■まちの基本理念

本町は甲府盆地の南西に位置し、南アルプスを源流とする釜無川と、秩父山系を源流とする笛吹川が合流し富士川となる左岸に位置しています。

四季折々の自然が楽しめる四尾連湖や芦川溪谷、歌舞伎文化公園、ぼたん回廊や桜の名所、和紙、花火、印章などの地場産業、大塚にんじんやとうもろこしの「甘々娘（かんかんむすめ）」に代表される農産物、市川の百祭りなど、町には誇れる資源が数々あります。

特に、恵まれた自然景観や水辺景観、豊かな農山村風景、固有の歴史文化や伝統産業などといった多彩な景観資源を有し、これらは永く町民の心の拠り所として慈しまれています。

本総合計画では、「市川三郷町民憲章」の理念のもと、町民の皆様と共に財政規律「入るを量りて出するを制す」を基本としつつ、六郷ICやリニア中央新幹線甲府新駅の設置など、新しい交通インフラの整備を見据えながら、先人のたゆまぬ努力によって築き上げられた歴史や文化、教育、福祉、産業を受け継ぎ、さらなる発展に向けて、町の将来像を次のように定めます。

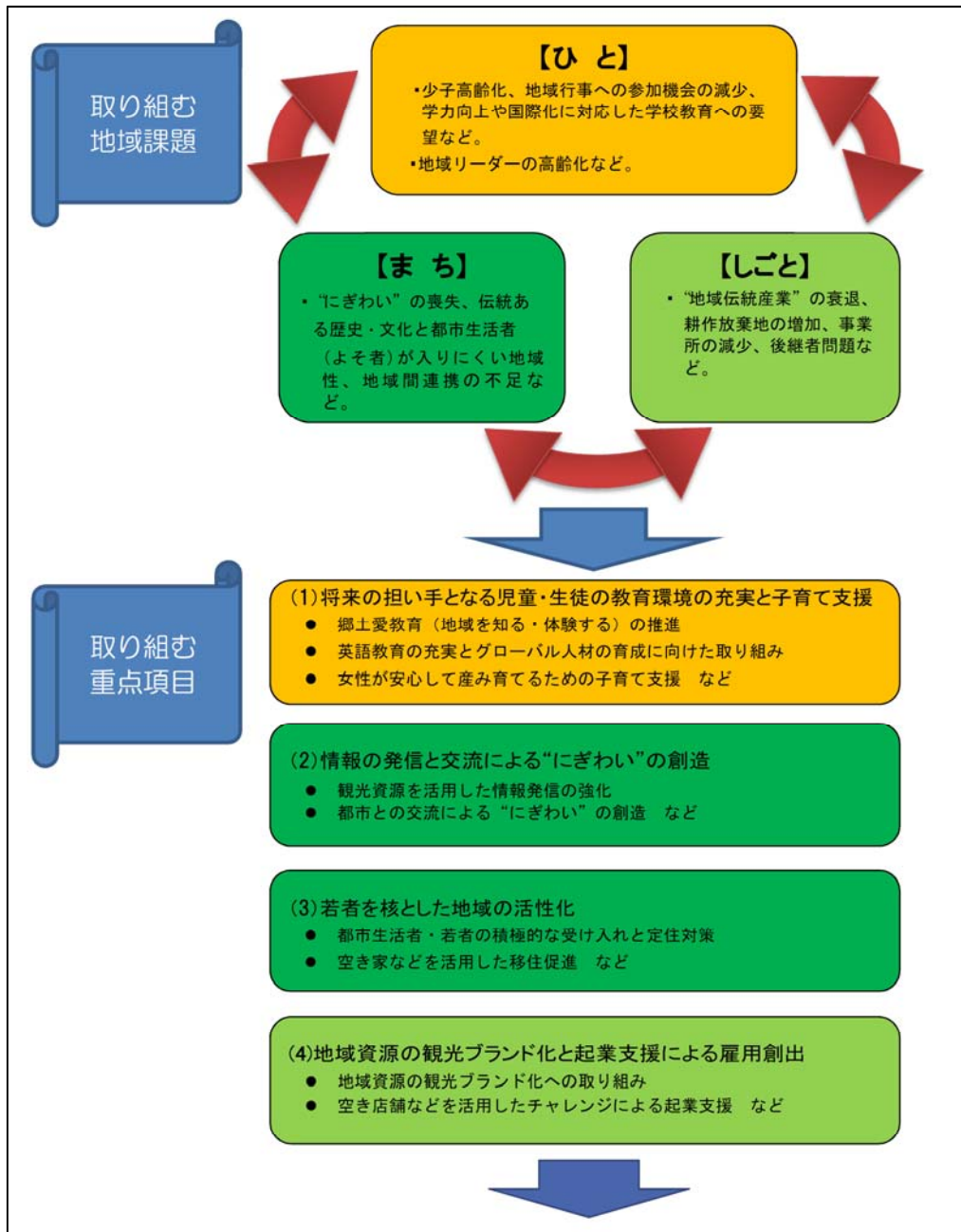
自然・歴史・文化を活かした「にぎわい」づくり

～子どもたちの未来へ伝統と安心をつなげて～

■まちの将来像

2-1-2 総合戦略

本町の「総合戦略（平成27年12月）」では、町のあるべき将来像に向けて、地域課題に対応し、緩やかな人口減少を図りつつ、人口が減っても住み良い地域社会を実現するため、4つの大きな柱である基本目標に沿った、本町の実情に応じた取り組みを展開しています。



目指す
基本目標

【基本目標 1】

将来の担い手の育成に向けて、子育て支援の充実と郷土愛教育により、まちを誇りに思える児童・生徒を増やす

→ 数値目標:合計特殊出生率 1.50

結婚・出産・
子育てを支援する

【基本目標 2】

情報の発信と交流の推進により、知ってもらい、来てもらい、住んでもらえる、まちづくりを進める

→ 数値目標:交流人口^(※5)の増 3,400人

まちへの新しい人の流れをつくる

*5 特定施設(みたまの湯、つむぎの湯、大門碑林公園、歌舞伎文化公園)の入込客数の1%増

安全に暮らすための地域連携と定住促進

【基本目標 3】

若者の積極的な受け入れと定住の促進により、地域の核となる人材の育成を進める

→ 数値目標:町外からの移住世帯数 20世帯

安心して働けるための産業振興と雇用の創出

【基本目標 4】

地域資源(自然・歴史・文化・産物)のブランド化と観光への取組により、このまちでの起業と就労を支援する

→ 数値目標:新規就労者数 50人

目指す
町の将来像

こんな町に
なって欲しい

自然と歴史と文化を活かした
コンパクトで住みよい、
きれいと光るまち、市川三郷町

2-2 総人口及び年代別人口についての今後の見通し

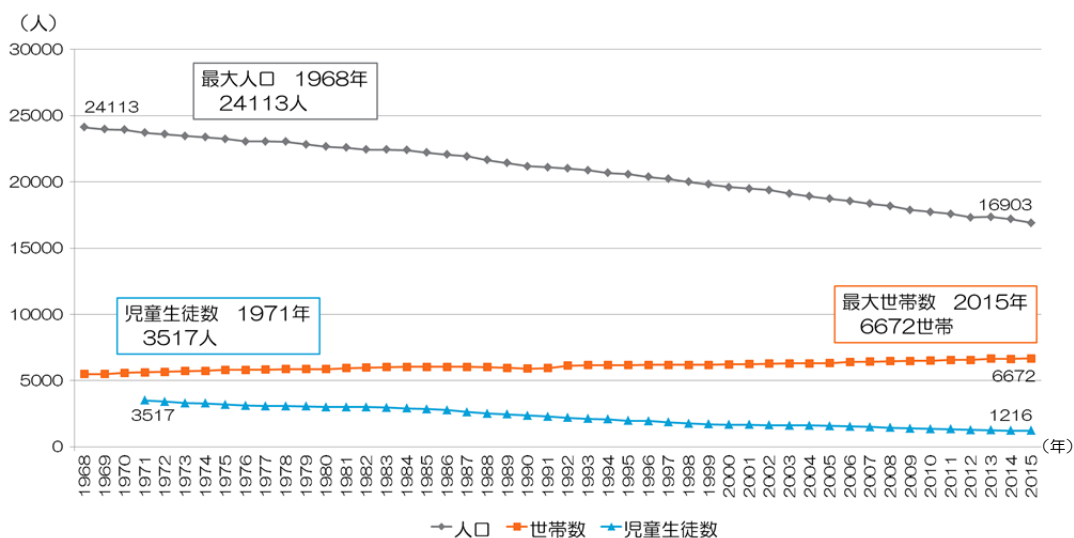
2-2-1 人口・ニーズの現況と課題

本町の人口、児童生徒数は1968（昭和43）年以降、減少傾向にあり、2015（平成27）年の人口は約17,000人、児童生徒数は1,216人となっています。世帯数がやや増加傾向となるのは、世帯規模が縮小し、「単身世帯」の増加や「夫婦のみ世帯」「一人っ子世帯」が増加しているためと考えられます。

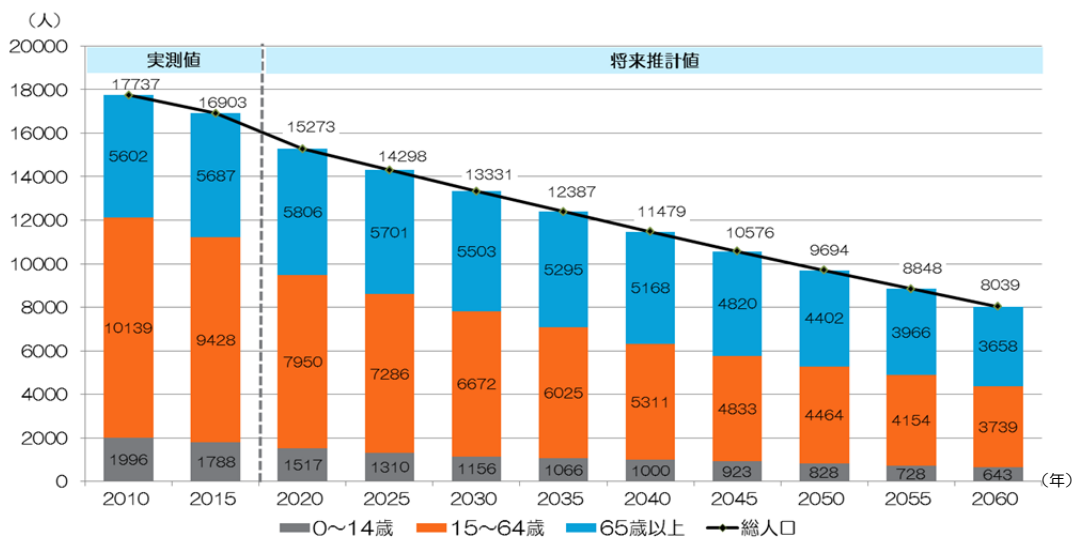
将来人口推計結果をみると、2015（平成27）年以降も人口は減少し続け、2060（平成72）年には約8,040人になると推計されています。また高齢者人口¹⁾は、2015（平成27）年から2060（平成72）年までの間に約35%、生産年齢人口²⁾は約60%、年少人口³⁾は約64%減少すると推計され、人口減少・少子高齢化がますます進んでいくことが予想されます。

本町では、現状のまま推移した場合に推計される2060（平成72）年の人口8,039人に対し、「市川三郷町総合戦略（平成27年12月）」において示した、人口対策の取り組みをはじめとした諸施策を講じることにより、14,200人まで人口を確保するビジョンを掲げています。

注釈 1) 高齢者人口…65歳以上 2) 生産年齢人口…15～64歳 3) 年少人口…0～14歳



■人口、世帯数、児童生徒数の推移

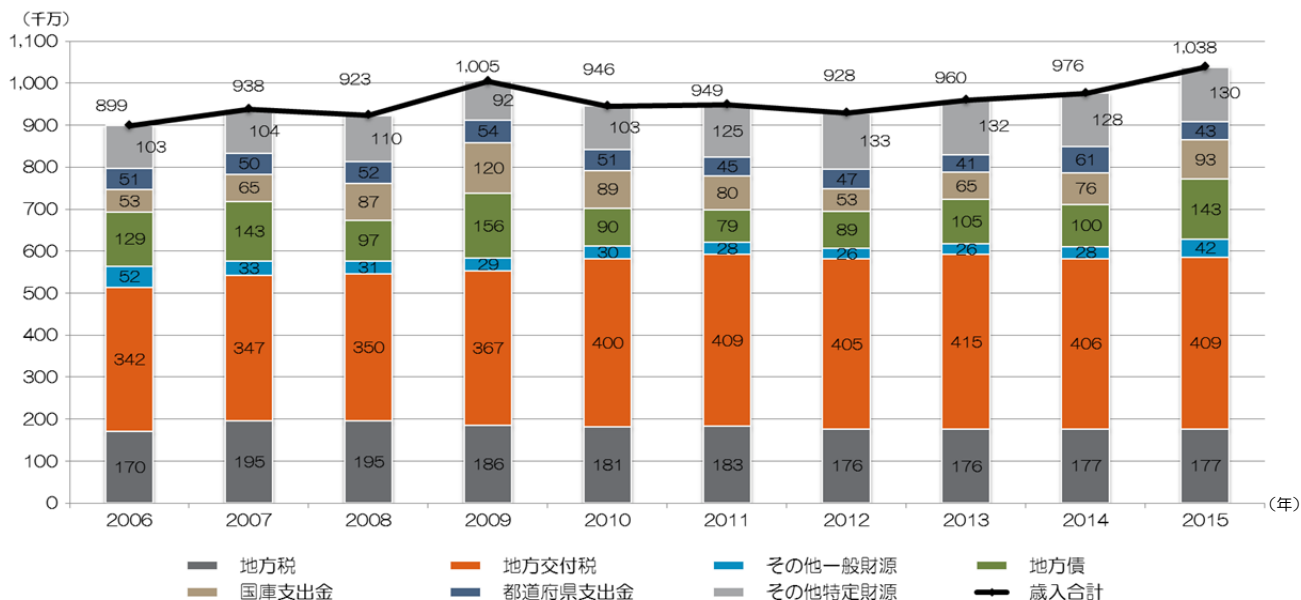


■年齢3階層別将来人口推計

2-3 財政の現状と課題

2-3-1 歳入（普通会計）の推移

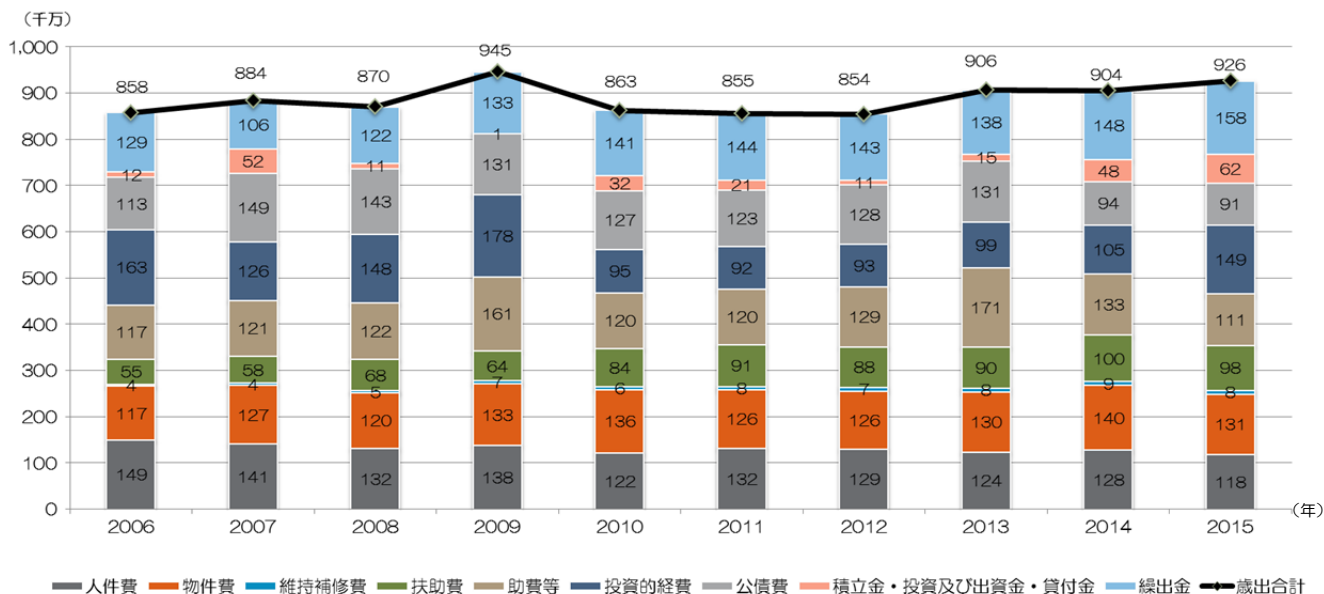
本町の財政規模は、2006（平成 18）年度から 2015（平成 27）年度にかけて、約 90 億円から約 100 億円の間で推移し、地方交付税、地方税が各年で高い割合を占めています。今後、少子高齢化が進み、生産年齢人口の大幅な減少が見込まれることから、財政規模は縮小していくと考えられます。



■歳入（普通会計）の推移

2-3-2 歳出（普通会計）の推移

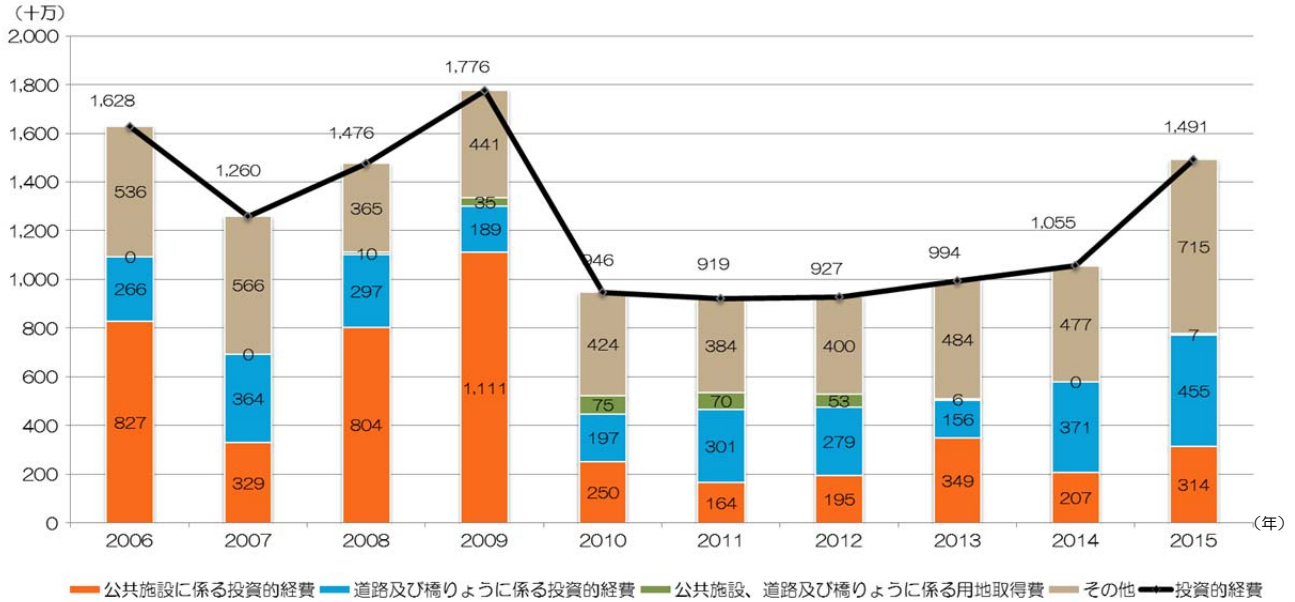
本町の 2006（平成 18）年度から 2016（平成 27）年度までの歳出は、総額では横ばい傾向にあります。高齢化が進むことなどにより扶助費は増加傾向で、公債費に関して 2014（平成 25）年度以降、減少傾向にあるものの、2017（平成 28）年度以降は、増加に転じる見込みです。公共施設等の通常の維持補修費は横ばい傾向にあるものの、建設事業に充てられる投資的経費が増加傾向にあることから、更新・改修などの経費の支出には計画的な実施が求められます。



■歳出（普通会計）の推移

2-3-3 投資的経費の推移

2007（平成 19）年度から 2009（平成 21）年度にかけて、公共施設に係る投資額が大幅に増加したものの、2010（平成 22）年度以降は横ばい傾向になっています。2016（平成 28）年度の道路及び橋りょうに係る投資額は過去最多となっています。



■ 投資的経費の推移

2-4 公共施設等の現状と将来の整備見通し

2-4-1 対象とする施設分類

本計画では、本町が所有する全ての施設を対象とし、公共施設、インフラ施設に分類し、整理します。さらに、公共施設は、機能別に行政系施設、町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、公園、病院施設、学校教育系施設、町営住宅、下水道施設、その他の12種類に分類し、インフラ施設は、道路、橋りょう、上水道、簡易水道、下水道の5種類に分類します。

■対象施設分類表

	大分類	中分類	主な施設
公共施設	行政系施設	庁舎など	本庁舎、三珠・六郷庁舎
		消防施設	消防団詰所、ポンプ置き場
	町民文化系施設	集会施設	町民会館、公民館、ふれあいプラザ、コミュニティセンター等
		文化施設	文化と武道の館
	社会教育系施設	図書館	町立図書館、三珠・六郷分館
		博物館等	歌舞伎文化公園ふるさと会館、印章資料館
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	ニードスポーツセンター、体育館
		レクリエーション・観光施設	みたまの湯、のっぴいの館、つむぎの湯
	子育て支援施設	保育園	保育所
		幼児・児童施設	児童館、総合こどもセンター
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	三珠総合福祉センター、高齢者生産活動施設等
		児童・福祉施設	六郷ふれあいセンター
		保健施設	三珠健康管理センター
		障害福祉施設	三珠心身障害者作業所たんぽぽの家
	公園	公園	公園管理等、展示場、トイレ
病院施設	病院施設	国民健康保険診療所	
学校教育施設	学校	小学校、中学校	
町営住宅	町営住宅	宮原団地、富士見団地、市川団地等	
下水道施設	下水道施設	藤田処理場、下芦川処理場、六郷浄化センター等	
その他施設	その他	特産品加工施設、防災備蓄倉庫、給食センター等	
インフラ施設	道路		-
	橋りょう		-
	上水道施設		-
	簡易水道施設		-
	下水道施設		-

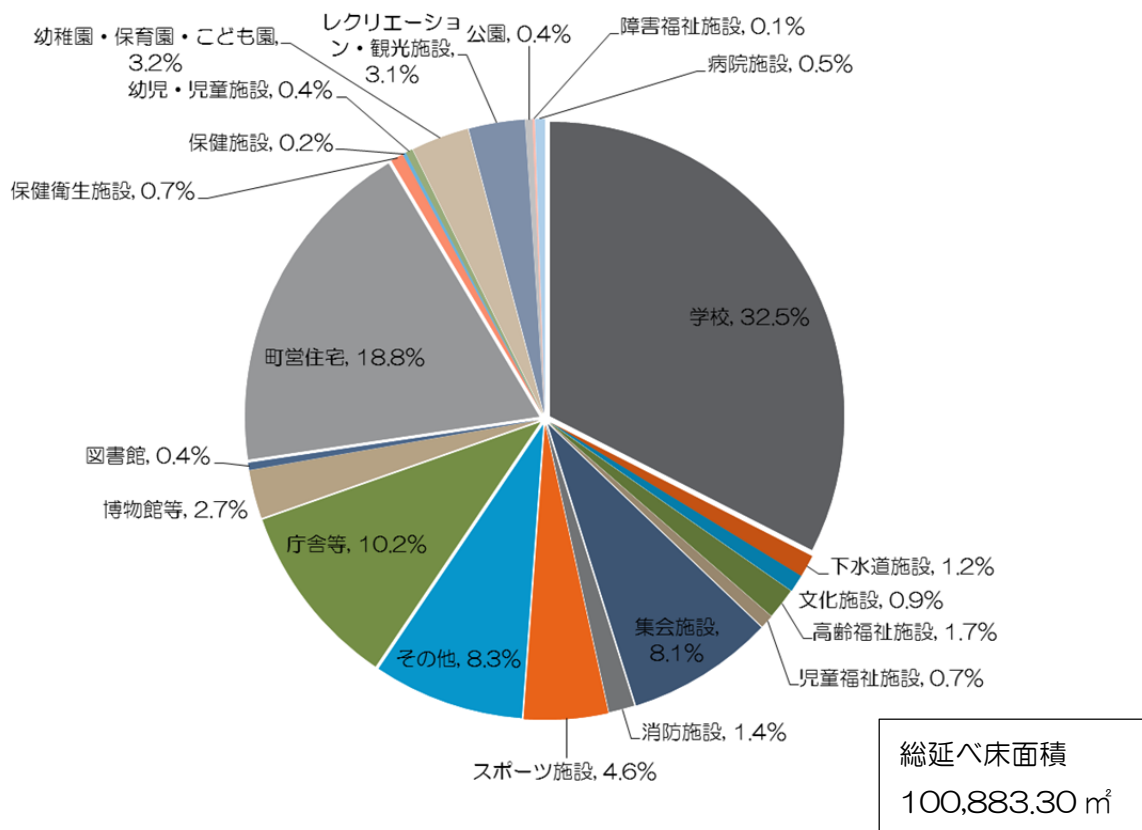
2-4-2 公共施設の現状と課題

(1) 施設分類別保有状況

町保有の公共建築物は、180施設、総延べ床面積は100,883.30㎡となっています。中分類別の延べ床面積では、学校(32,795.00㎡、32.5%)が最も多く、次いで町営住宅(18,930.12㎡、18.8%)となっており、この2種類の施設だけで51.3%を占めています。一方で、最も少なかったのは、障害福祉施設(120.00㎡、0.1%)となっています。

■施設中分類別の延床面積、割合

施設中分類名	延床面積 (㎡)	割合	施設中分類名	延床面積 (㎡)	割合
学校	32,795.00	32.5%	図書館	392.00	0.4%
下水道施設	1,237.09	1.2%	町営住宅	18,930.12	18.8%
文化施設	953.90	0.9%	保健衛生施設	706.12	0.7%
高齢福祉施設	1,716.09	1.7%	保健施設	199.00	0.2%
児童福祉施設	730.83	0.7%	幼児・児童施設	379.72	0.4%
集会施設	8,124.68	8.0%	幼稚園・保育園・こども園	3,187.15	3.2%
消防施設	1,408.57	1.4%	レクリエーション・観光施設	3,104.57	3.1%
スポーツ施設	4,651.89	4.6%	公園	393.00	0.4%
その他	8,364.18	8.3%	障害福祉施設	120.00	0.1%
庁舎等	10,263.89	10.2%	病院施設	549.33	0.5%
博物館等	2,676.17	2.7%	合計	100,883.30	

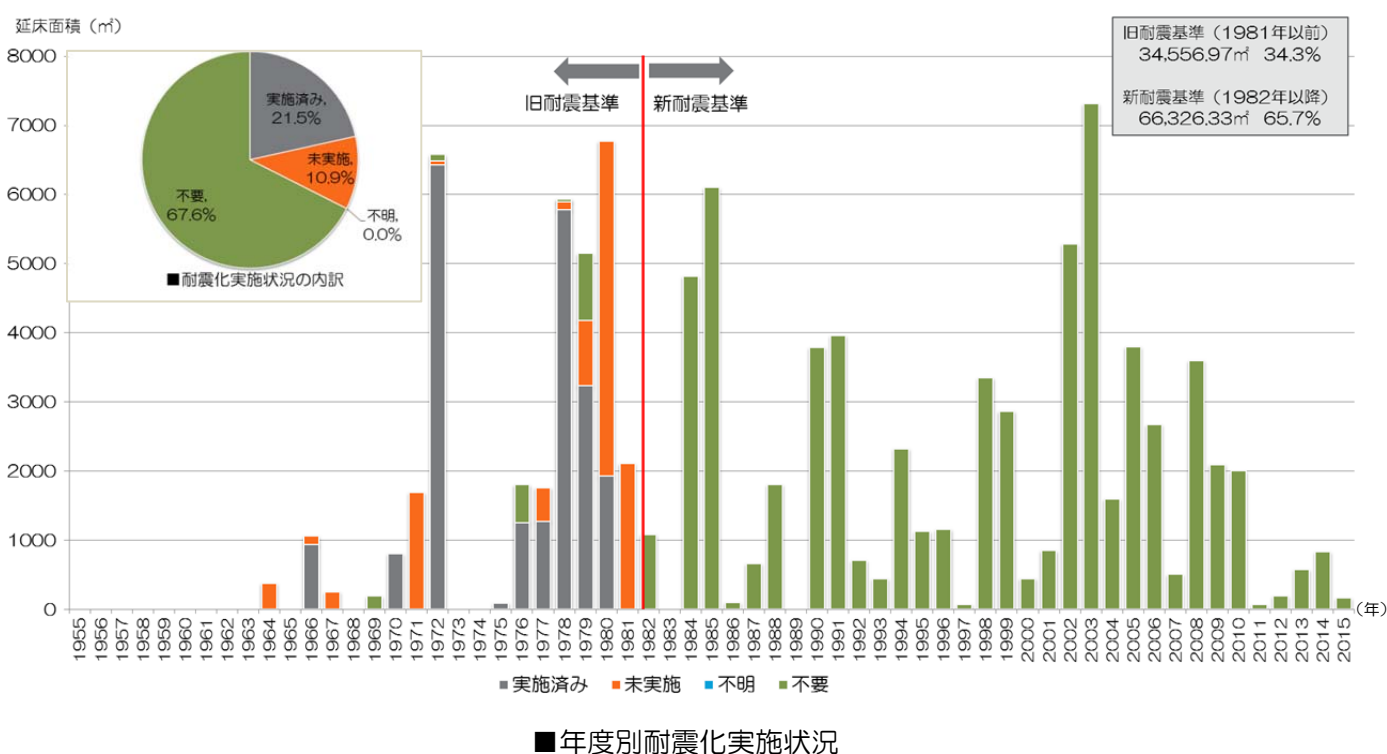
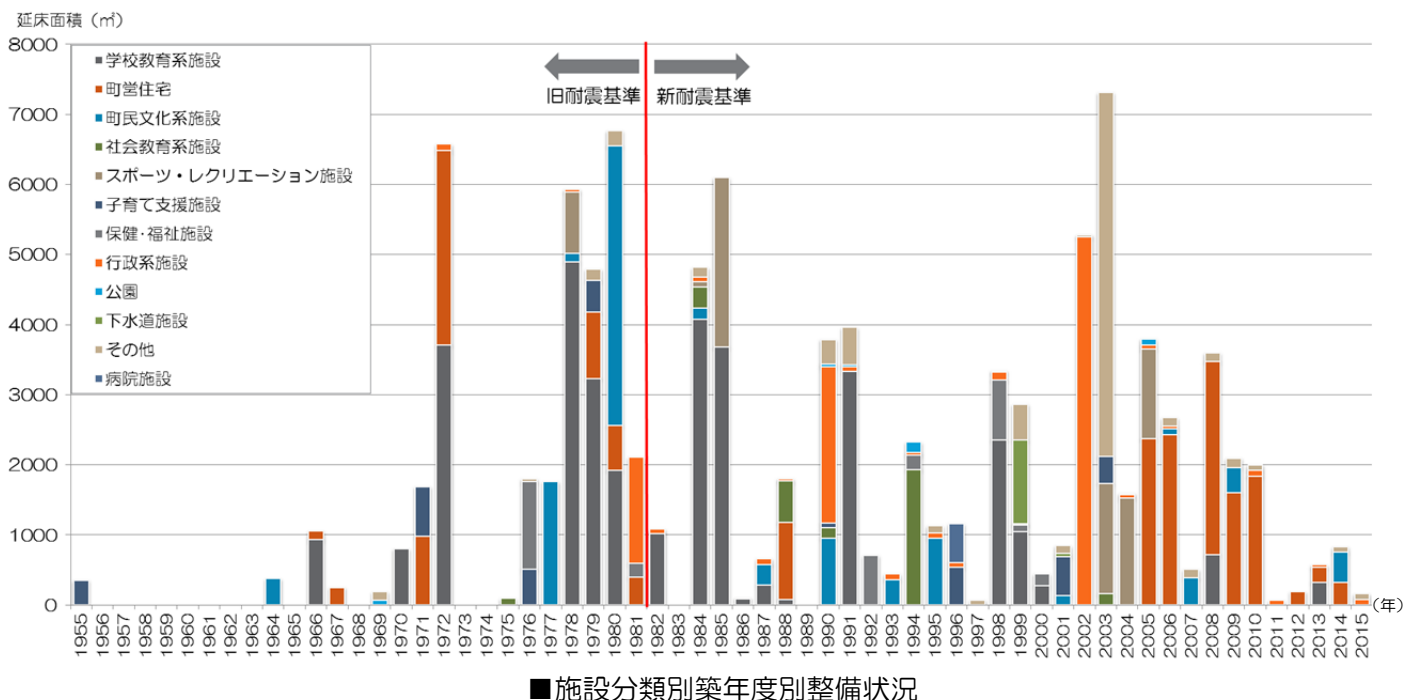


■施設中分類別の延床面積割合

(2) 年度別整備状況

学校教育系施設は概ね 1966（昭和 41）年～1998（平成 10）年の間に整備が完了しています。町営住宅に関しては、1966（昭和 41）年～1988（昭和 63）年の間に整備し、2005（平成 17）年以降、人口減少に伴う定住促進のため、新たに町営住宅を整備しています。

全体として、旧耐震基準（1981（昭和 56）年以前）の施設が約 34,556.97 m²で 34.3%、新耐震基準（1982（昭和 57）年以降）の施設が 66,326.33 m²で 65.7%となっています。すべての建築物に関して、約 21.5%の耐震化が実施済みで、耐震化不要の施設が約 67.6%、未実施の施設は約 10.9%あります。今後は耐震化の必要な施設の耐震補強や、旧耐震基準の比較的古い施設の建て替え、大規模修繕に多くの財源が充てられることが予想されます。



(3) インフラ施設の現状

インフラ施設（道路、橋りょう、上水道、簡易水道、下水道）の保有状況は以下の通りです。

■インフラ施設の保有状況

主な施設		施設延長 (m)	施設面積 (㎡)
道路	町道	260,201.1	1,056,701.3
	農道	93,093.0	307,848.0
	林道	8,902.0	57,863.0
橋りょう		1,809.9	8,039.3
上水道（管きよ）		93,420.6	-
簡易水道（管きよ）		192,826.8	-
下水道（管きよ）		118,496.0	-
合計		768,749.4	1,430,451.6

①道路

道路は一般道（町道）の実延長が260,201.1m、面積が1,056,701.3㎡、そのうち歩道の実延長が8,198.0mとなっています。また農道の実延長、面積はそれぞれ93,093.0m、307,848.0㎡で、林道の実延長、面積がそれぞれ8,902.0m、57,863.0㎡となっています。

道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区画ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難となっています。

■道路分類別の実延長と面積

道路種別		実延長(m)	面積(㎡)
町道	1級町道	43,436.0	263,094.6
	2級町道	27,280.4	127,469.6
	その他町道	189,484.8	666,137.1
	合計	260,201.1	1,056,701.3
	うち歩道	8,198.0	
農道		93,093.0	307,848.0
林道		8,902.0	57,863.0

※ 1級町道…町内の主要部を縦横断又は循環し、国道及び県道又は1級町道と連絡している道路。

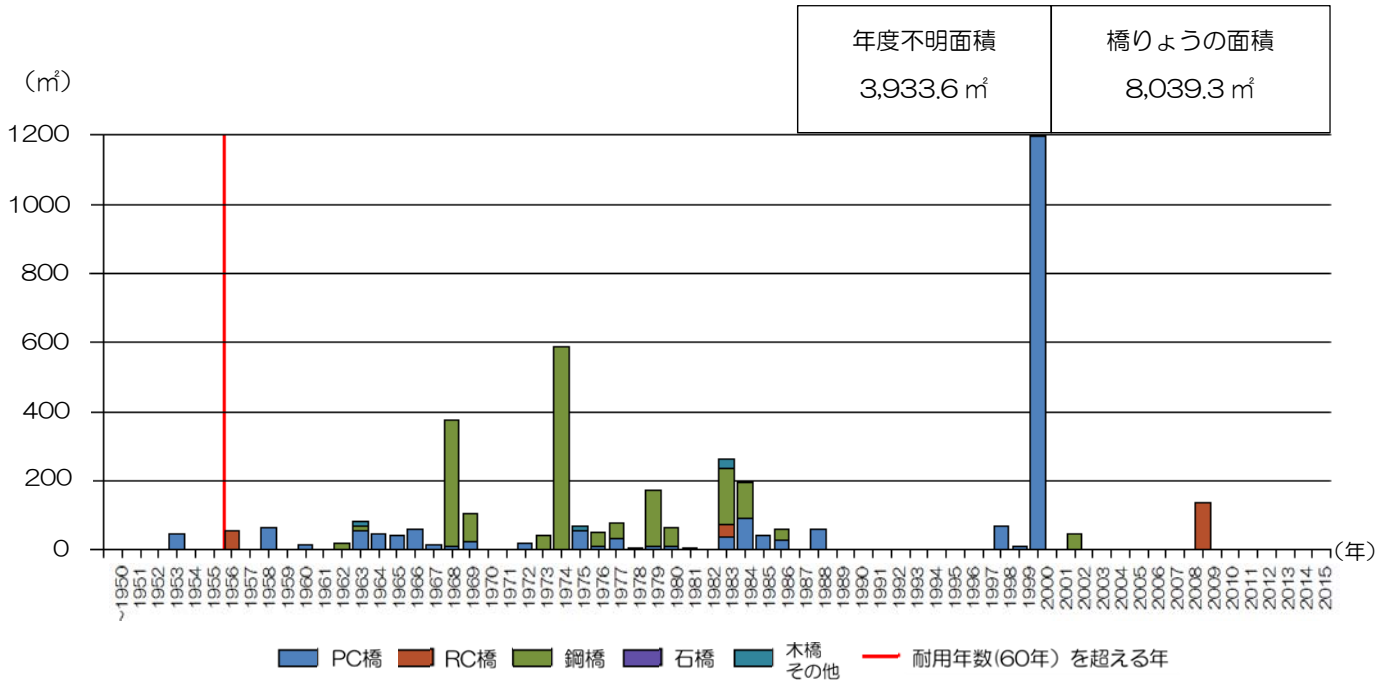
2級町道…1級町道と合わせて町の幹線道路網を構成し、町内の集落及び他市町村に連絡する道路。

②橋りょう

橋りょうは220箇所、総延長が1,809.9m、面積が8,039.3㎡となっています。

構造別年度別整備面積のグラフを見ると、1988（昭和63）年までほぼ毎年橋りょうの整備が行われており、主にPC橋、鋼橋となっています。2000（平成12）年に1,197㎡のPC橋の整備が行われて以降、橋りょうの整備はほとんど行われていません。

また、全体の8,039.3㎡の約48.9%相当にあたる3,933.6㎡が整備年度不明となっており、グラフの見た目以上に橋りょう全体の老朽化が大きく進行しているものと推測されます。



■ 構造別年度別橋りょう整備面積

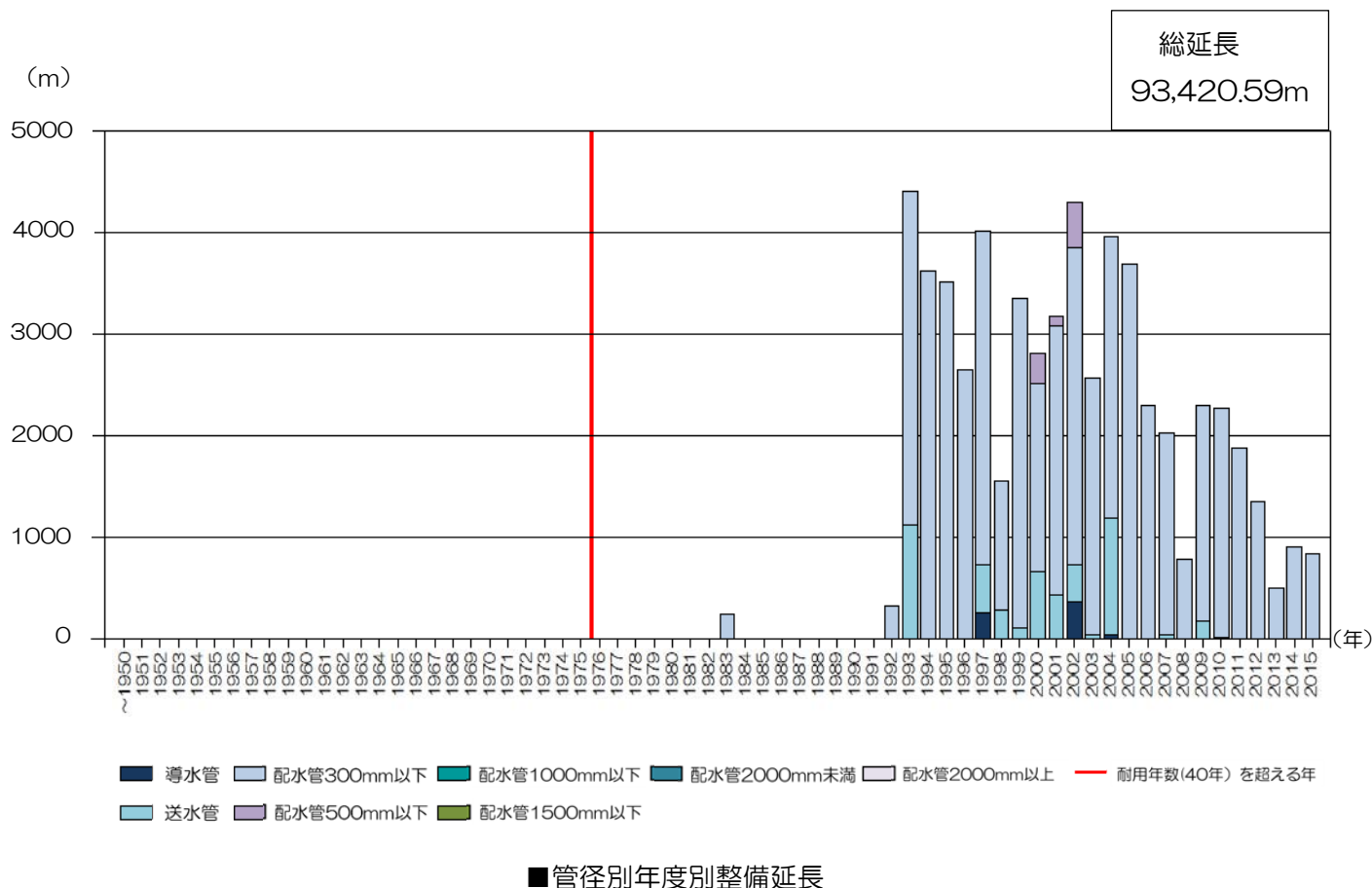
※PC 橋 … PC(プレストレスト・コンクリート)を使用した橋りょう。RC(鉄筋コンクリート)に比べて強い荷重に抵抗できるため、RC よりも長い支間長（スパン）を可能にします。

鋼 橋 … 主要部材に鋼を使用した橋りょう。鋼はコンクリートに比べて比強度（引っ張りの強さ）が高く、橋りょう本体の軽量化ができるため、支間長（スパン）の長い橋りょうに多く使用されます。

③上水道（管きょ）

上水道施設の水道管は、導水管が 655.97m、送水管が 8,302.08m、配水管が 84,462.54m、合計 93,420.59mとなっています。うち年度不明のものが 24,136.00m、管径及び管種不明のものが 6,539.07mとなっており、今後の改修年次及びその工事数量が把握できない状況です。

管径別年度別整備延長を見ると、1992（平成4）年以降、下水道事業に伴って更新している布設年度の新しい箇所の改修費用は比較的抑制されますが、年度不明箇所の改修等も行なっていく必要があります。



※導水管 … くみ上げた源水を各浄水場へ運ぶ管。

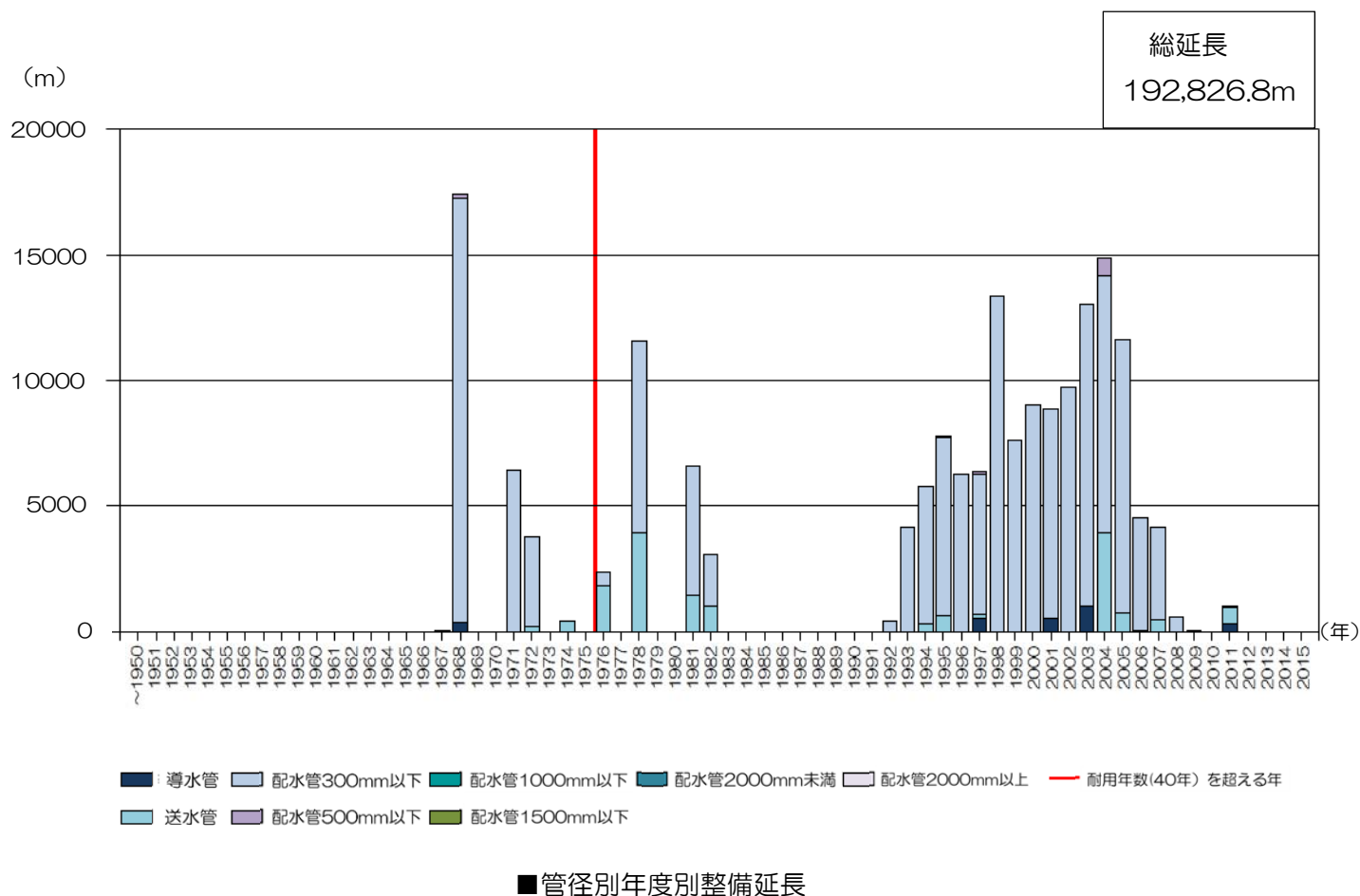
送水管 … 浄水場から配水池へ水を送る管。

配水本管・支管 … 配水池から各家庭へ給水するための管。

④簡易水道（管きょ）

簡易水道の水道管は、導水管が 2,802.9m、送水管が 16,563.91m、配水管が 172,658.95 m、合計 192,025.8mとなっています。年度不明のものが 10,859.1m、管径および管種不明のものが 801.0mとなっており、今後の改修年次及びその工事数量が把握できない状況です。

管径別年度別整備延長を見ると、下水道事業に伴って更新している箇所は、比較的年度が新しいことから、大規模改修等の費用は比較的抑制されると考えられます。



※導水管 … くみ上げた源水を各浄水場へ運ぶ管。

送水管 … 浄水場から配水池へ水を送る管。

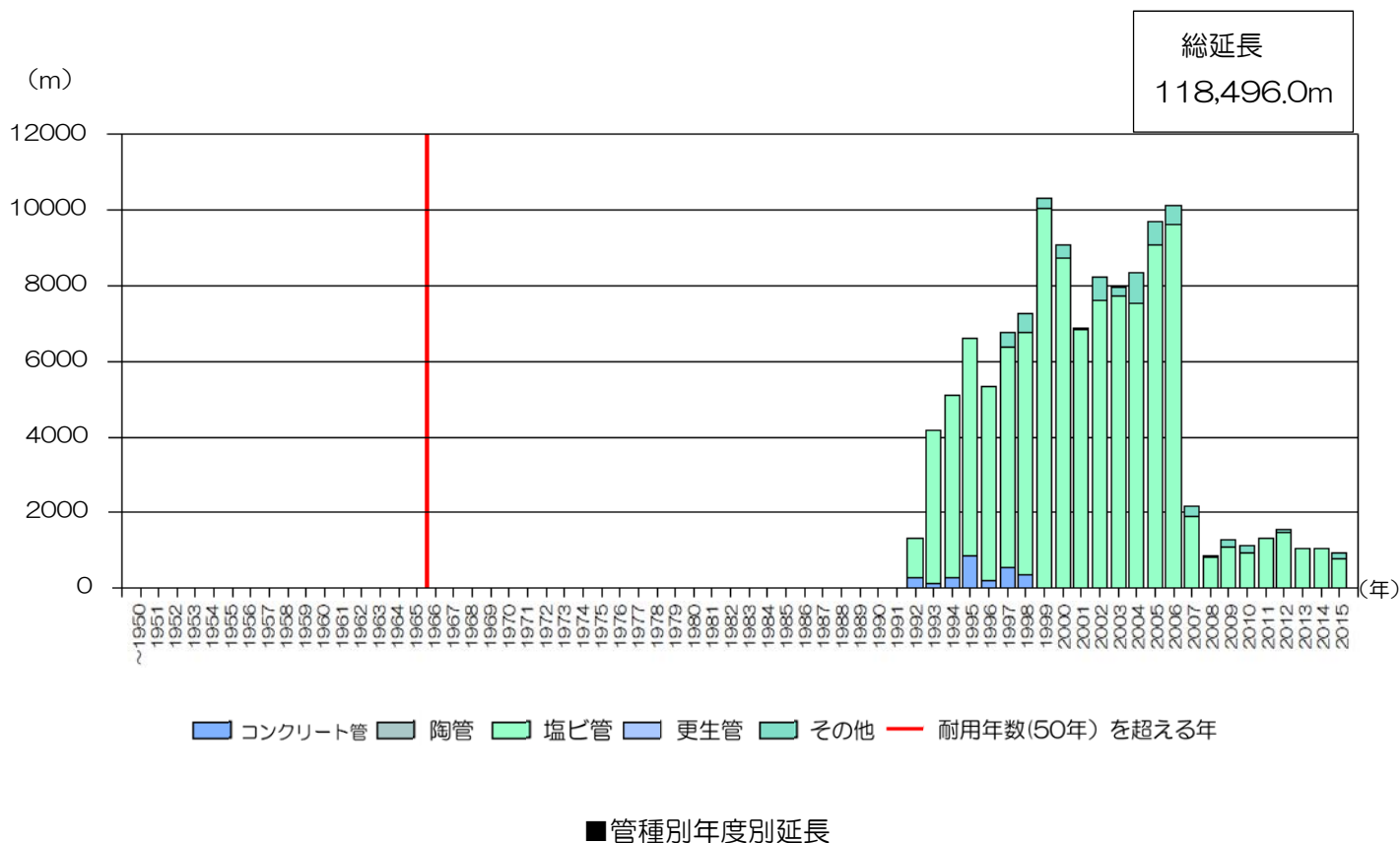
配水本管・支管 … 配水池から各家庭へ給水するための管。

⑤下水道施設（管きょ）

下水道管きょの総延長は、118,496.0mとなっています。

管種別年度別延長のグラフを見ると、1992（平成4）年以降から整備が開始されていますが、1991（平成3）年以前は流域下水道の整備がないため、管きょの敷設はありません。

2016（平成27）年度末現在で、下水道普及率は84.1%となっているため、今後新規整備による投資は大きく増加しないと考えられます。



2-4-3 公共施設等の将来推計

(1) 公共施設等の修繕・更新等に係る将来の費用の算出条件

公共施設及びインフラ資産について、総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10」

(以下：試算ソフト)により将来の更新費用を推計しました。以下に、公共施設、各インフラ施設別の試算条件を整理します。

【公共施設】

■対象費用

大規模修繕費・更新費

■算出根拠

施設ごとに、「更新年数・大規模修繕時期」に達した時点で、延べ面積に「単価表」に示すそれぞれの単価を乗じ、40年間に於ける総額を算出しました。

■更新年数・大規模修繕時期

更新年数は、法定耐用年数である60年を基本としています。

大規模修繕については、試算ソフト同様、更新年数の半分の時点で実施するものとしています。

■単価表（公共施設試算ソフト ver.2.10より）

施設分類	大規模修繕単価	更新単価
町民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション施設	20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
医療施設	25万円/㎡	40万円/㎡
行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
町営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
公園	17万円/㎡	33万円/㎡
その他	20万円/㎡	36万円/㎡

【インフラ資産】

①道路

■対象費用

更新費

■算出根拠

「更新年数」に達した時点で、道路面積に更新単価を乗じ、40 年間における総額を算出しました。

■更新年数

「更新年数」は、法定耐用年数である 15 年を基本としています。

■単価表（公共施設試算ソフト ver.2.10 より）

区分	更新単価
町道、農道、林道	4,700 円/㎡
歩道	2,700 円/㎡

②橋りょう

■対象費用

更新費

■算出根拠

「更新年数」に達した時点で、構造別面積に更新単価を乗じ、40 年間における総額を算出しました。

■更新年数

「更新年数」は、法定耐用年数である 60 年を基本としています。

■単価表（公共施設試算ソフト ver.2.10 より）

区分	更新単価
PC 橋	425 千円/㎡
RC 橋	425 千円/㎡
鋼橋	500 千円/㎡
石橋	425 千円/㎡
木橋・その他	425 千円/㎡

※年度不明のものは、試算対象外となっています。

③上水道・簡易水道（管きょ）

■対象費用

更新費

■算出根拠

「更新年数」に達した時点で、管径別延長に更新単価を乗じ、40 年間における総額を算出しました。

■更新年数

「更新年数」は、法定耐用年数である 40 年を基本としています。

■単価表（公共施設試算ソフト ver.2.10 より）

区分（上水道）		更新単価
導水管	300 mm未満	100 千円/m
	300～500 mm未満	114 千円/m
	500～1000 mm未満	161 千円/m
	1000～1500 mm未満	345 千円/m
	1500～2000 mm未満	742 千円/m
	2000 mm以上	923 千円/m

区分（上水道）		更新単価
送水管	300 mm未満	100 千円/m
	300～500 mm未満	114 千円/m
	500～1000 mm未満	161 千円/m
	1000～1500 mm未満	345 千円/m
	1500～2000 mm未満	742 千円/m
	2000 mm以上	923 千円/m

区分（上水道）		更新単価	区分（上水道）		更新単価
配水管	150 mm以下	97 千円/m	～700 mm以下	158 千円/m	
	～200 mm以下	100 千円/m	～800 mm以下	178 千円/m	
	～250 mm以下	103 千円/m	～900 mm以下	199 千円/m	
	～300 mm以下	106 千円/m	～1000 mm以下	224 千円/m	
	～350 mm以下	111 千円/m	～1100 mm以下	250 千円/m	
	～400 mm以下	116 千円/m	～1200 mm以下	279 千円/m	
	～450 mm以下	121 千円/m	～1350 mm以下	628 千円/m	
	～500 mm以下	128 千円/m	～1500 mm以下	678 千円/m	
	～550 mm以下	128 千円/m	～1650 mm以下	738 千円/m	
	～600 mm以下	142 千円/m	～1800 mm以下	810 千円/m	

※年度不明のものは、試算対象外となっています。

④下水道（管きよ）

■対象費用

更新費

■算出根拠

「更新年数」に達した時点で、管径・管種別延長に更新単価を乗じ、40年間にわたる総額を算出しました。

■更新年数

「更新年数」は、法定耐用年数である50年を基本とする。

■単価表（公共施設試算ソフト ver.2.10 より）

管種区分(下水道)	更新単価
コンクリート管	124 千円/m
陶管	124 千円/m
塩ビ管	124 千円/m
更生管	134 千円/m
その他	124 千円/m

管種区分(下水道)	更新単価
250mm 以下	61 千円/m
251～500mm	116 千円/m
501～1000mm	295 千円/m
1001～2000mm	749 千円/m
2001～3000mm	1680 千円/m
3001mm 以上	2347 千円/m

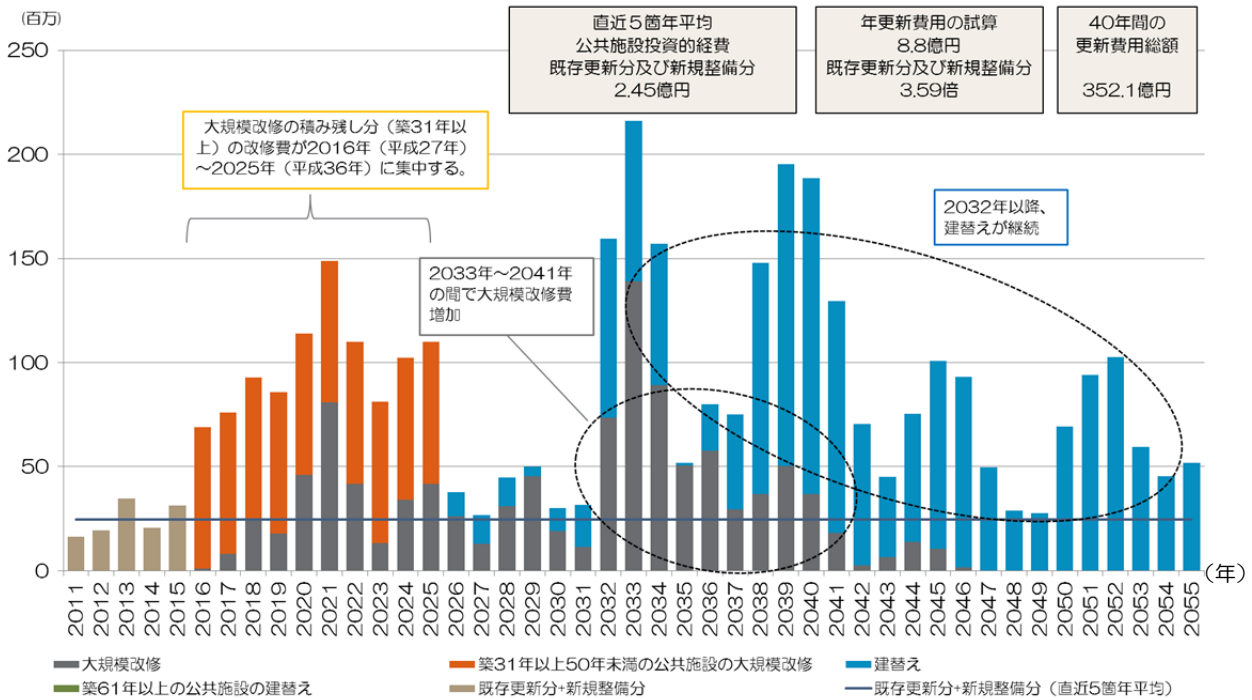
※下水道施設（建築物）は、公共施設の試算方法にならない、費用に加算します。

※年度不明のものは、試算対象外となっています。

(2) 試算結果

1) 公共施設（建築物）の修繕・更新に係る将来費用の試算結果

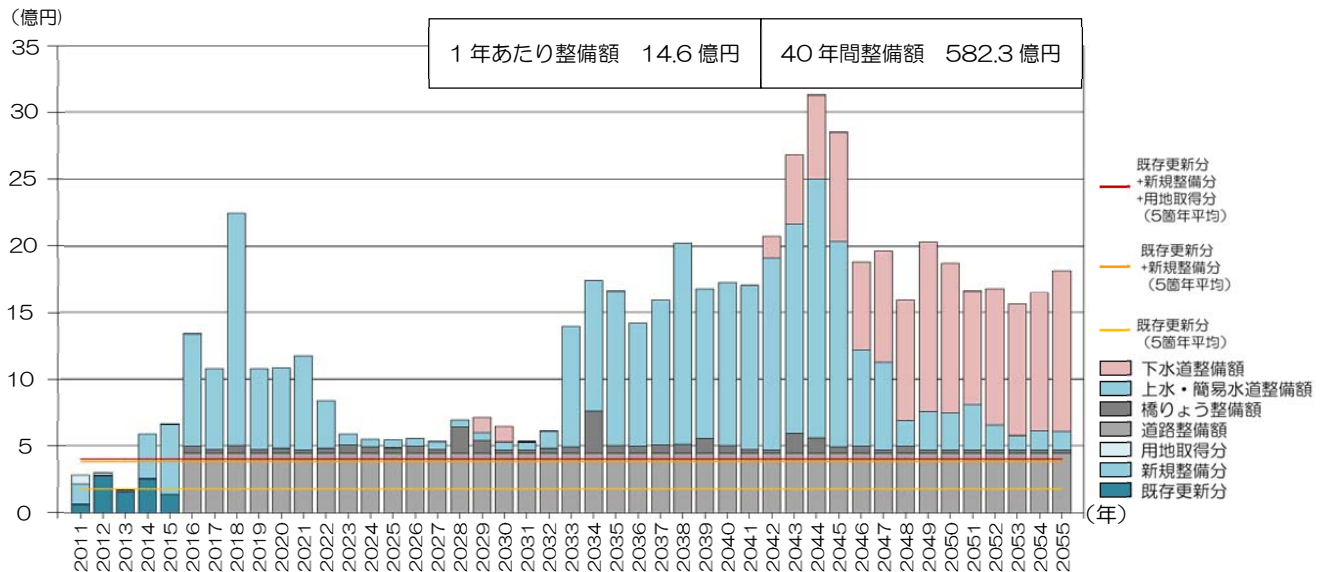
今後 40 年間で、公共施設の大規模改修及び更新にかかる費用の総額は、約 352.1 億円と試算され、1 年当たりに換算すると約 8.8 億円になります。一方で、投資的経費実績額（直近 5 年間の既存更新分と新規整備分の合算平均）は約 2.45 億円となっており、約 6.35 億円の不足、約 3.59 倍の費用がかかることが想定されます。（※H28 年度以降、除却の決定している施設は、試算から除いています。）



■ 公共施設の将来の更新等の費用（公共施設試算ソフト ver.2.10 により出力）

2) インフラ施設の修繕・更新に係る将来費用の試算結果

今後 40 年間で、インフラ施設の更新にかかる費用の総額は、約 582.3 億円と試算され、1 年当たりに換算すると約 14.6 億円になります。下水道事業は、1992（平成 4）年から 2007（平成 9）年の間に本格的な整備が集中して行われているため、2042（平成 54）年以降から更新費用が集中し、上水道・簡易水道の更新と重なって、2043（平成 55）年～2045（平成 57）年がピークとなっています。



■ インフラ施設の将来の更新等の費用（公共施設試算ソフト ver.2.10 により出力）

3 公共施設等の総合的かつ計画的管理に関する基本的な方針

3-1 現状や課題に対する基本認識

3-1-1 対象施設

本計画の対象は本町の保有する公共施設等のうち、公共施設、インフラ資産とします。ただし、町有財産であっても、実情は町以外の者が管理し、光熱水費や修繕費等の施設管理費を管理者自らが負担している施設は、町の負担が発生していないことから、当計画の対象外としました（集落の集会所など）。

公共施設は、施設種類別に社会教育系施設、町民文化系施設、スポーツ・レクリエーション施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健福祉施設、病院施設、行政系施設、町営住宅、公園、その他に分類し、現状等の把握や基本的な方針を検討しました。

インフラ資産は、類型別に道路、橋りょう、上水道・簡易水道、下水道に分類し、現状等の把握や基本的な方針を検討しました。

対象施設は、基本的に地域区分、用途、耐用性（築年数）等に関わらず全施設としています。

対象区分	施設類型
公共施設	行政系施設、町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、公園、病院施設、学校教育系施設、町営住宅、その他施設
インフラ施設	道路、橋りょう、上水道・簡易水道、下水道

3-2 保有量の目標設定

3-2-1 公共施設

公共施設は、総延床面積の20%縮減を目指します。

<縮減率の算定根拠>

同規模自治体と同程度のサービスレベル、施設面積を目指すものとし、同規模自治体の1人当たりの延床面積（「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査（平成23年総務省）」による）と、本町の1人当たりの延床面積比率をもとに縮減率を算出しました。

- 1～3万人規模の自治体の公共施設延床面積の平均値：5.24 m²/人
 - 93,064.2 m²（除却予定施設除く総延床面積）／14,592人（将来人口）：6.37 m²/人
- 6.37/5.24 ⇒ 1.21倍 ≙ 20%縮減

3-2-2 インフラ施設

インフラについては、人口減少に伴って総量を縮減することは現実的に困難であることから、各インフラの整備計画・長寿命化計画等に則した総量適正化を図ります。

3-3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

町として更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等をどのように管理していくか、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を示します。

3-3-1 点検・診断等の実施方針

- ・ 施設の劣化、損傷を早期に発見するとともに施設の健全度を把握するため、日常点検・定期点検・臨時点検を適切に行います。
- ・ 定期点検は、要領等に定めのある施設はそれに準じて実施します。
- ・ 日常的な点検はパトロール等により施設の劣化、損傷について実施します。
- ・ 効率的かつ確実な点検・診断を行うため、点検マニュアルの整備を検討するとともに、実地研修の実施を検討します。
- ・ 保守・点検・整備の履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かします。
- ・ 日常点検に町民の力を活用するなど、町民との協働による点検診断等の実施を目指します。

3-3-2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 定期的な点検及び日常的な点検による状態の把握を行い、適切な維持管理を行います。
- ・ これまでの「事後保全型」から「予防保全型」へと転換し、計画的な維持修繕を行います。
- ・ 修繕・更新時には、長期にわたり維持管理しやすい施設への改善を図ります。また、省エネルギーへの改善に配慮します。
- ・ 更新時にはPPP/PFI も含め、最も効率的・効果的な運営手法の検討を行います。
- ・ 役割や機能、特性に合わせた修繕、更新の実施時期や最適な対策方法を取り、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図ります。

3-3-3 安全確保の実施方針

- ・ 定期点検や日常点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。
- ・ 劣化・変状が顕在化する前、または早期に把握して適切に対応します。また、損傷を発見した場合は速やかに対策を行います。
- ・ 非構造部材の安全対策（外壁、ガラス、天井の落下対策等）を検討します。
- ・ 廃止（利用停止）となっている公共施設や、今後利用する見込みのない施設は、周辺環境への影響を考慮し、解体、除去等を検討し、安全性の確保を図ります。

3-3-4 耐震化の実施方針

- ・ 継続して保有する町有施設で必要なものは適宜耐震化を推進します。
- ・ 町有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物」の2020（平成32）年度末における耐震化率の目標を100%とします（「市川三郷町耐震改修促進計画（平成20年10月）」）。
- ・ 橋りょうの耐震化は、「市川三郷町橋りょう長寿命化修繕計画（平成25年3月）」に基づき、効果的な維持管理を行います。

3-3-5 長寿命化の実施方針

- ・ 継続して保有する施設は、定期的な点検や修繕による「予防保全」に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を図ります。
- ・ 老朽化への適切な処置で耐久性を向上させ、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・ 長寿命化にあたっては、高齢者や障がい者等に配慮するとともに、町民ニーズを考慮して機能性や安全性の向上に努めます。
- ・ 今後新たに策定する個別の長寿命化計画は、公共施設等総合管理計画における方向性との整合を図ります。
- ・ 地域ごとに公共施設の耐用年数到来年度を把握し、公共施設の更新の対応時期を把握します。
- ・ 町民と共に、公共施設を大切に取り扱い、少しでも長く公共施設を利活用できるようにします。
- ・ インフラ長寿命化計画策定を推進します。

3-3-6 統合や廃止の推進方針

- ・ 施設の整備状況、利用状況、運営状況、維持コストの状況等を踏まえ、必要に応じて公共施設等の統合や廃止、転用、民間活力の活用等を検討します。
- ・ 将来的には、広域連携についても検討します。

<参考>公共施設等の見直しの基準

廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の類似施設があり、競争により当該施設の利用率が低く、施設存続の必要性が薄れている。 ・ 既に設置時点の目的が達成された施設で、当該施設の利用率が低い。 ・ 施設が老朽化している。
転用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の類似施設があり、競争により当該施設の利用率が低く、施設存続の必要性が薄れている。 ・ 既に設置の目的が達成された施設で、当該施設の利用率が低い。 ・ 施設が老朽化していないため、他の目的施設へ転用が可能で、かつ、他の目的施設の需要がある。
統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他に同様の目的を持った公共的施設が町内にあり、利用について集約できる可能性がある。
民営化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政が事業主体として運営に関与する必要がない。 ・ 受益者負担等により採算性を確保できる見込みがある。 ・ 同一分野において、既に民間市場が形成されている（民営化した方が効率が良い）。
指定管理者制度の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政が管理運営しなくても問題ない。 ・ 民間の方がより効率的・効果的に管理運営できる。
一部委託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政が管理運営しなくても問題ない。 ・ 事務等の一部について、民間の導入により効率的・効果的に管理運営できる。
地域団体への移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に地域団体へ業務委託、又は指定管理者制度による指定がされている施設で、その利用実態から実質地域団体等の施設となっている。

出典：公共施設見直し指針（平成 25 年 4 月）

- ・ 統合や廃止による総量縮減の目標は、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針や財政推計及び今後見込まれる更新費用試算額の観点から、20%に設定します。
- ・ インフラ施設の必要性も十分に精査し、維持管理費の縮減の検討を行います。

3-3-7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

- ・ 公共施設等マネジメントの推進には、各部局の横断的庁内委員会を組織して公共施設等の一元管理を行います。この調整機能により、管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行います。
- ・ 公共施設マネジメントシステムは、会計管理台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを図ります。特に、建築物の計画、維持補修に関する管理を一元化することで、全庁的な観点での公共施設保有総量の適正化を図ります。
- ・ 公共施設等マネジメントの実務業務では、技術的な検証を必要とされる業務が多くありますが、それらを全面的にサービス提供者に委ねるのではなく、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、サービス提供者との有効なパートナーシップを構築できるようにします。
- ・ 限られた人員の中で、公共施設等マネジメントの業務に専念する職員を確保することは困難です。このため、将来にわたって公共施設等の持続的管理を行うためのよりよい体制を構築します。
- ・ 公共施設等総合管理計画の進捗管理を行うための担当組織を明確にし、公共施設等に関する取り組みを確実に進めます。
- ・ 町民、NPO、企業など、様々な主体と連携して、公共施設を含めた地域の資源を最大限活用して、地域の持続的な発展を目指します。

3-3-8 行政サービス水準等の検討

- ・ 公共施設の見直しにあたっては、既存の公共施設の状態にとらわれず、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討します。
- ・ 当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係に十分留意します。
- ・ 少子高齢化や人口減少などの人口動態の変化に対応した公共施設の再編を進めます。地域ごとの人口動態や町民ニーズを踏まえて再編を行います。
- ・ 近隣市町村や県との広域連携を進め、広域行政サービスの観点からも必要な公共施設等の保有量を検討していきます。

3-3-9 PPP/PFI等の活用

- ・ 指定管理者制度、PPP および PFI の活用について検討します。町と民間とでパートナーシップを組んで効率的で質の高い公共サービスを提供したり、民間資金やノウハウを活用したりしてサービスの質を充実させていきます。
- ・ 新たな公共施設等の建設だけでなく、縮減対象の公共施設等の用途変更にも対応させ、指定管理者制度、PPP および PFI の活用でコスト削減やサービス向上を図ります。

3-3-10 議会や町民との情報共有等

- 公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程で町民と行政の相互理解や共通認識の形成を図るなどの環境整備を行い、公共施設維持管理への積極的協働意識の醸成を図ります。
- 公共施設における行政サービスの有効性をはじめ、維持管理の成果や利活用状況など様々な情報を、町民に提供し、町民に開かれた公共施設管理を目指します。

3-3-11 数値目標の設定

- 公共施設マネジメントに取り組むため、成果や進捗状況を把握すること、町民との課題意識の共有のため、施設保有量の縮減目標を設定します。数値目標は、現状の施設保有状況および今後の施設活用を考慮した縮減量を設定します。なお、計画の見直し時や社会経済情勢の変化等に応じて、目標は適宜見直します。

設定目標：30年の間に施設保有量（延床面積）を約20%の縮減に努めます。

対象区分	施設類型
縮減対象とする資産	行政系施設、町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、公園、病院施設、学校教育系施設、町営住宅、その他施設
縮減対象としない資産	インフラ施設（道路、橋りょう、上水道・簡易水道、下水道）

3-3-12 町域を超えた広域的な検討

- 隣接市町村や県との公共施設の共同利用等、公共施設の連携に関する協議を行い、必要に応じて公共施設の共同利用等を実施するなど、広域的な視野を持って検討を行います。

3-4 フォローアップの実施方針

- 庁内委員会において公共施設等のあり方や見直しの検討を進め、取組実施状況については、毎年度、町民や議会等に報告します。また、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で意識の共有化を図ります。
- 公共施設等の見直しには、施設基本情報（施設名称、所管課、所在地、延床面積など）、利用状況、財務情報などに関する情報をまとめた「施設カルテ」を作成し、情報の管理と共有を図っていきます。
- 本計画書の内容は、今後の財政状況や環境の変化に合わせて適宜見直します。

4 施設類型ごとの管理に関する基本的方針

公共施設等の計画的な管理と持続可能な財政との両立を目指すため、公共施設等の類型ごとの基本的方針を定めます。以下には公共施設とインフラに区分して整理します。

4-1 公共施設

公共施設の最適配置と持続可能な財政運営との両立に向け「既存施設の有効活用と最適配置」「時代とともに変化するニーズへの対応」「適切な管理運営によるコスト縮減」を公共施設マネジメントの基本方針とします。

公共施設の新規整備をできるだけ控え、既存施設の適切な維持管理と計画的な改修・更新・統廃合や機能の見直し等で、公共施設のトータルコストの縮減と費用負担の平準化及び施設の最適配置を図ります。これにより質の高い町民サービスとの両立を目指します。

4-1-1 既存施設の有効活用と最適配置（規模）

人口減少対策を講じても、想定される40年後の人口では現状規模の公共施設等の維持が大きな負担となり、利用者も合わせて減少することになります。これに対応するため、新たな施設整備はできるだけ行わず、既存施設の有効活用、統廃合、複合化等により需要に応じた施設規模の適正化を図ります。

① 新設の抑制

新規整備を抑制し、できる限り既存施設を有効活用して財政負担の軽減を図るとともに、所定の公共サービスを確保します。

また、政策的に新設する場合は多機能化や複合化を図り、全町的な施設機能のバランスと費用対効果を検証した上で行ないます。

② 利用需要に応じた規模縮減や統廃合

需要に見合った施設規模とするため、施設の目的、機能及び需要動向を踏まえ、規模の縮減と中長期的な施設の統廃合を検討します。

統廃合を実施する際は、統廃合基準の設定と、対象となる施設の選定や実施時期を設定するとともに、統廃合による町民サービス水準の低下を招かないように対策を講じます。

③ 利用率や余裕空間を踏まえた複合化・多機能化

施設の大規模改修・更新時には利用率等を検証し、施設の複合化・多機能化を推進して施設数の縮減やコスト削減及び町民ニーズに対応した施設環境の高度化（利便性の向上）を図ります。

4-1-2 時代とともに変化するニーズへの対応（質）

社会情勢の変化等による市民ニーズの変化は、要求する施設に変化をもたらしています。そのため、大規模改修や建替の機会を捉え、市民ニーズへの適切な対応や、ユニバーサルデザインの導入、省エネルギー対策等を図ります。

① ニーズに合わない施設の用途見直し

利用率が低く、今後も利用増加が見込みにくい施設は、新たな行政需要への転用又は廃止を検討します。その際、既存施設の機能は他施設の複合化・多機能化で対応します。

② 類似機能を持つ施設の一元化・複合化

全庁的な施設機能のバランスを考慮しつつ、類似機能を持つ施設の一元化・複合化を推進、機能を総合的・一体的に提供することで、利用者の利便性の向上を図ります。その際、不要となる施設や余裕空間は、新たな用途への転用や減築・廃止を検討します。

③ ユニバーサルデザインの導入

施設の大規模改修や建替えの機会を捉え、ユニバーサルデザインを導入し、基本的に全ての人が、安全・安心して、円滑かつ快適に利用できる施設にしていきます。

④ 防災機能の強化

土砂災害警戒区域内に立地する公共施設は、大規模改修や建替の機会を捉えて長期的な安全性に配慮します。想定される衝撃に耐えられる構造の採用や移転などで防災力を強化します。また、耐震性に問題がある施設は、耐震化の必要性を判断し、必要性が認められる施設で優先順位を設定して計画的に耐震工事を進めます。その他、災害時の避難所に指定されている施設の防災機能の見直しを行い、必要な設備や機能を計画的に整備していきます。

⑤ 環境負荷低減の取り組み

地球温暖化対策の取り組みとして、太陽光発電やバイオマス発電などのクリーンエネルギーの導入やLED照明等の採用など、省エネルギー対策を推進します。

4-1-3 適切な管理運営によるコスト縮減（コスト）

人口減少による財政規模の縮小を前提に施設の最適配置を検討し、効果的・効率的な管理運営や施設の長寿命化に取り組み、トータルコストの縮減や維持管理・更新費用の平準化を図ります。

① 計画的な維持管理による長寿命化

計画的保全（予防保全）等の実施により、維持管理の効率化や更新費用の縮減を行い、施設の長寿命化及び維持管理・更新費用の平準化を図ります。

② 維持管理費に対する各種コスト縮減対策の実施

照明のLED化等による省エネ対策や施設の統廃合、規模縮小等により総合的な維持管理コストの縮減を講じます。

③ 官民連携の導入

PFI や指定管理者制度などの PPP 手法の導入など、民間の資金やノウハウなどを活用して維持管理費の削減と利用者サービスの向上を両立させていきます。

④ 維持管理財源の確保

公共施設の利用負担は、施設利用の公平性を確保するため、受益と負担の適正化を図ります。また、各施設の使用料の算定基準を明らかにし、受益者が応分の負担をするように見直します。

その他、施設へのネーミングライツの導入や広告収入など、増収策を検討します。

次項以降、施設類型ごとの基本方針を示します。なお、各施設の概要の表についての見方は以下の通りです。

<例>

No.	建物名	配置形態	建築年	耐震補強	災害時 避難所指定
12	消防団 第9分団第1・2・3部 詰所	単独	1972	不要	-

No. : 施設データベースより出力した No.です。そのため施設 No は順不同です。

建物名 : それぞれの建物名称を示します。

配置形態 : 総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10」の区分に沿って「単独」「複合」「併設」の3種に区分しています。「複合」は1つの建物で複数の施設を持つ場合、「併設」は同一敷地内で複数棟からなる施設の場合を示します。

建築年 : 建築された西暦年です。

耐震補強 : 「耐震補強」は、実施済み、未実施、不要に区分しています。耐震化は1981（昭和56）年以前に建築されたものが旧耐震基準、1982（昭和57）年以降に建築されたものが新耐震基準と分けられます。入力分類は以下の表の通りです。

入力	定義
実施済み	旧耐震基準の建築物に関して、耐震化をしている施設
未実施	旧耐震基準の建築物に関して、耐震化の必要があるものの、実施していない施設
不要（新耐震）	新耐震基準の建築物で、実施する必要がない施設
不要	旧耐震基準であっても、耐震診断の結果、耐震化の必要が無いと判断される施設 簡易的な構造の建築物で、耐震化の不要な施設

災害時避難所指定 : 市川三郷町地域防災計画における避難所指定の有無を記載しています。

4-1-4 行政系施設

(1) 現状と課題

<施設概要>

No.	建物名	配置形態	建築年	耐震補強	災害時 避難所指定
12	消防団 第9分団第1・2・3部 詰所	単独	1972	不要	-
13	消防団 第1分団第1部 P置き場	単独	1991	不要(新耐震)	-
14	消防団 第8分団第2部 詰所	単独	1987	不要(新耐震)	-
15	消防団 第9分団第4部 詰所	単独	1995	不要(新耐震)	-
16	消防団 第12分団 詰所	単独	1990	不要(新耐震)	-
17	消防団 第6分団 P置き場	単独	2002	不要(新耐震)	-
18	消防団 第1分団第2部 詰所	単独	1998	不要(新耐震)	-
19	消防団 第8分団第1部 2班詰所	単独	1990	不要(新耐震)	-
20	消防団 第8分団第1部 1班詰所	単独	1998	不要(新耐震)	-
21	消防団 第8分団第1部 1班詰所	単独	1993	不要(新耐震)	-
22	消防団 第7分団第2部 詰所	単独	1984	不要(新耐震)	-
23	消防団 第7分団第2部 P置き場	単独	1988	不要(新耐震)	-
24	消防団 第7分団第1部 詰所	単独	2011	不要(新耐震)	-
25	消防団 第7分団第2部 P置き場	単独	1993	不要(新耐震)	-
26	消防団 第7分団第1部 P置き場	単独	1986	不要(新耐震)	-
27	消防団 第7分団第2部 詰所	単独	1993	不要(新耐震)	-
28	消防団 第7分団第2部 P置き場	単独	1991	不要(新耐震)	-
29	消防団 第4分団 詰所	単独	2010	不要(新耐震)	-
30	消防団 第6分団 詰所	単独	1995	不要(新耐震)	-
31	消防団 第5分団 詰所	単独	1998	不要(新耐震)	-
32	消防団 第2分団第4部 詰所	単独	2013	不要(新耐震)	-
33	消防団 第2分団第4部 P置き場	単独	1996	不要(新耐震)	-
34	消防団 第2分団第1部 詰所	単独	2015	不要(新耐震)	-
35	消防団 第2分団第1部 P置き場	単独	1991	不要(新耐震)	-
36	消防団 第2分団第2部 詰所	単独	2004	不要(新耐震)	-
37	消防団 第2分団第3部 詰所	単独	2005	不要(新耐震)	-
38	消防団 第3分団第4部 詰所	単独	2006	不要(新耐震)	-
39	消防団 第3分団第3部 詰所	単独	2002	不要(新耐震)	-
40	消防団 第3分団第1部 詰所	単独	1978	不要(新耐震)	-
41	消防団 第3分団第1部 P置き場	単独	2002	不要(新耐震)	-
42	消防団 第3分団第2部 詰所	単独	1987	不要(新耐震)	-
43	消防団 第11分団 詰所	単独	1984	不要(新耐震)	-
44	消防団 第8分団第2部 2班P置き場	単独	1991	不要(新耐震)	-

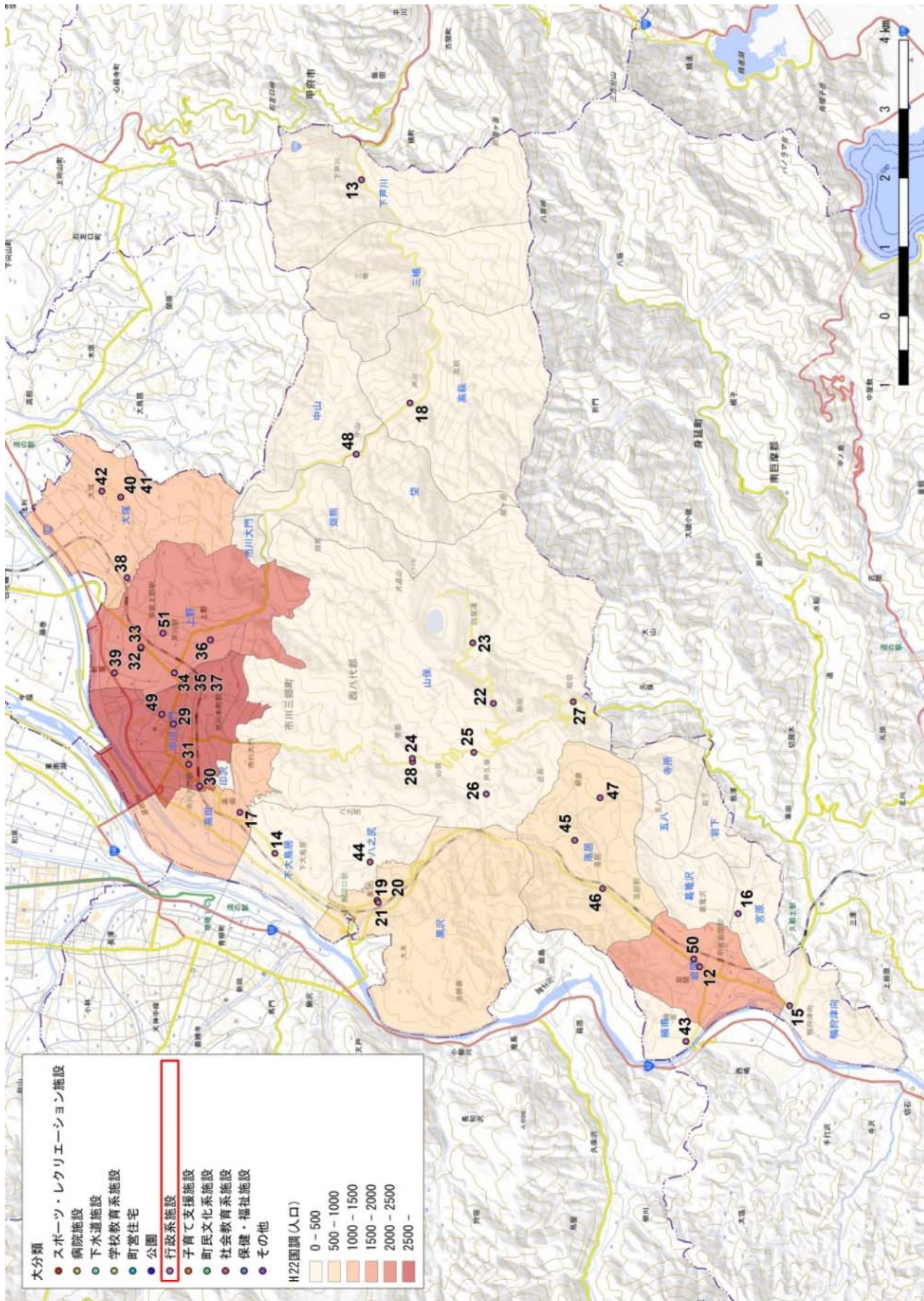
No.	建物名	配置形態	建築年	耐震補強	災害時 避難所指定
45	消防団 第10分団第2部1班 P置き場	単独	1996	不要（新耐震）	-
46	消防団 第10分団第1部 詰所	単独	1982	不要（新耐震）	-
47	消防団 第10分団第2部2班 P置き場	単独	1994	不要（新耐震）	-
48	消防団 第1分団第1部 P置き場	単独	1988	不要（新耐震）	-
49	市川三郷町役場 本庁舎	単独	2002	不要（新耐震）	有
50	市川三郷町役場 六郷庁舎	併設	1990	不要（新耐震）	-
51	市川三郷町役場 三珠庁舎	併設	1981	未実施	-

- ・ 役場本庁舎は新耐震基準の施設であり、災害時避難場所に指定されています。
- ・ 庁舎等は旧町の中心部である人口の多い地域に位置しており、消防施設は各地域に分散配置されています。
- ・ 庁舎等の利用の傾向をアンケートで確認すると、最低でも年に1度以上、定期利用者もいます。三珠地区で定期的に利用している人が2割近くに上り、六郷地区では他の地区より頻繁な利用者がわずかながら多くなっています。

(2) 今後の方針

- ・ 庁舎等は施設老朽度、地域性、町民ニーズを踏まえて、周辺施設との集約、多機能化等を検討します。
- ・ 庁舎施設の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を実施します。計画的に行うことで施設の長寿命化、ライフサイクルコストの低減を図る戦略的保全管理の推進に努めます。
- ・ 消防施設は、その目的から今後も分散配置を継続させていきます。

<施設位置図>



4-1-5 町民文化系施設

(1) 現状と課題

<施設概要>

No.	建物名	配置形態	建築年	耐震補強	災害時 避難所指定
50	六郷町民会館	併設	1977	実施済み	有
82	市川三郷町ふるさと交流センター	単独	1995	不要（新耐震）	有
83	西河原地域交流センター	単独	2007	不要（新耐震）	無
84	富士見公民館	単独	2009	不要（新耐震）	有
86	文化と武道の館	単独	1990	不要（新耐震）	無
159	寺所さくらの里会館	単独	2006	不要（新耐震）	有
164	道林ふれあいプラザ	単独	1984	不要（新耐震）	有
165	矢作ふれあいプラザ	単独	2001	不要（新耐震）	有
169	中地区公民館	単独	1964	未実施	無
170	高田地区公民館	単独	1977	未実施	有
171	市川大門町民会館	単独	1980	未実施	有
172	山保地区公民館	単独	1987	不要（新耐震）	有
173	上地区公民館	単独	1993	不要（新耐震）	有
174	下地区公民館	単独	1995	不要（新耐震）	無
175	大同地区公民館	単独	2014	不要（新耐震）	有
176	保泉公民館	単独	1978	未実施	有

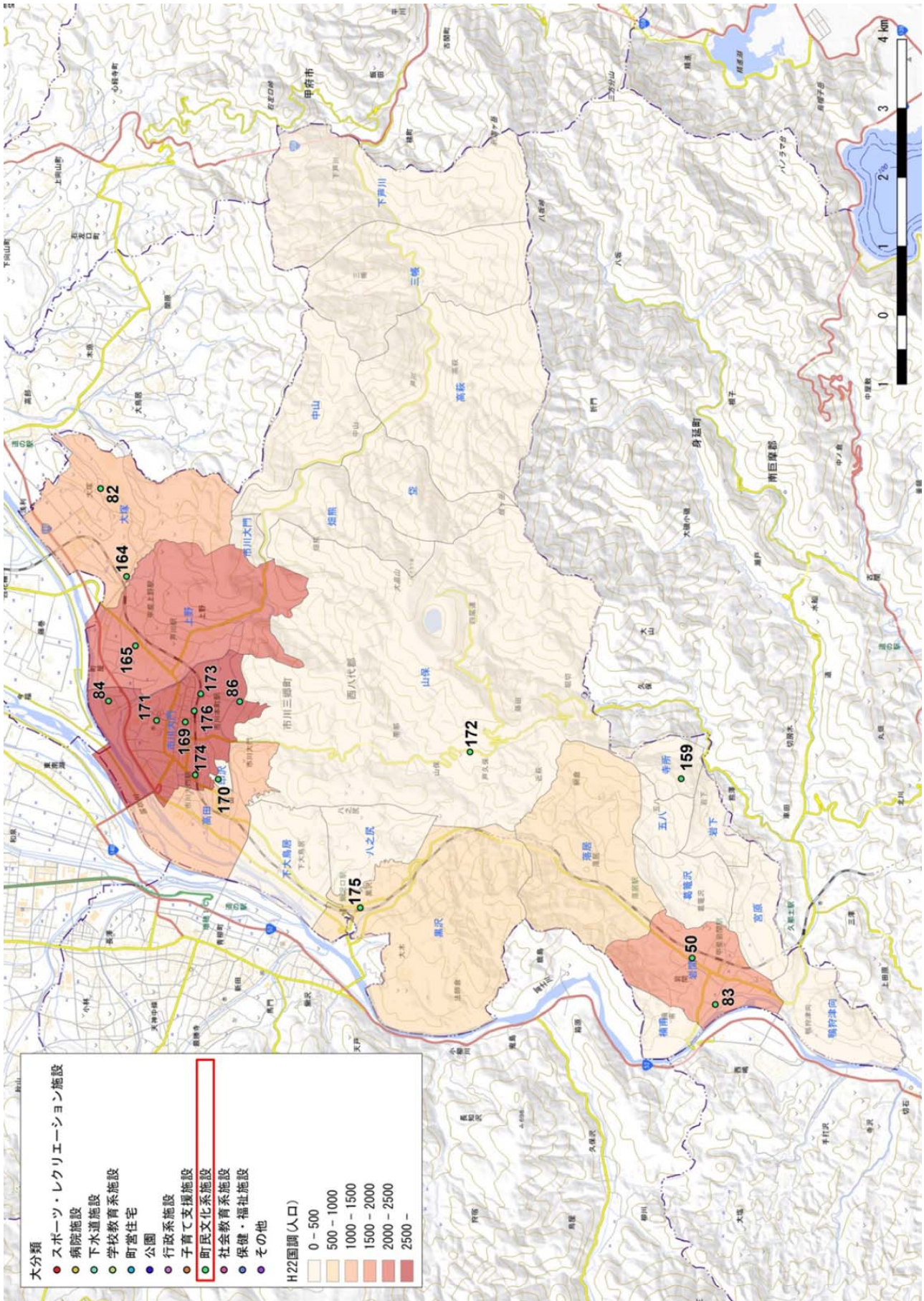
※赤着色部 …… 除却予定施設

- ・町民文化系施設は、六郷町民会館を除き、単独配置となっています。
- ・12施設が避難所指定となっています。
- ・施設は旧町の中心部である人口の多い地域に位置し、特に、市川大門地区に多くあります。
- ・中地区公民館、市川大門町民会館は除却予定となっています。
- ・町民文化系施設の利用の傾向をアンケートで確認すると、町民の6割以上が年に1度以上利用し、60歳代以上の定期利用者が2割以上いることがわかります。一方、20～29歳では6割超が利用していません。

(2) 今後の方針

- ・施設の老朽度、地域性、町民ニーズ、必要性等を踏まえ、周辺の施設との集約化・多機能化、用途転用等を検討します。
- ・建築物の定期点検を適切に推進します。現況調査で施設の劣化状況を把握し、計画的に修繕・更新を実施することにより長寿命化を図ります。また施設設備の安全確保にも努めます。
- ・管理・運営に当たっては、町民の力を活用するなどの自主管理等も検討します。

<施設位置図>



4-1-6 社会教育系施設

(1) 現状と課題

<施設概要>

No.	建物名	配置形態	建築年	耐震補強	災害時 避難所指定
1	市川三郷町立図書館	単独	1984	不要（新耐震）	無
51	三珠分館（図書館、学童保育所）	併設	2003	不要（新耐震）	無
85	歌舞伎文化公園・歌舞伎文化公園	-	-	-	無
	歌舞伎文化公園・歌舞伎文化資料館	併設	1988	不要（新耐震）	-
	歌舞伎文化公園・ふるさと会館	併設	1994	不要（新耐震）	-
87	印章資料館	単独	1990	不要（新耐震）	無
158	六郷分館（図書館）	単独	1975	実施済み	無

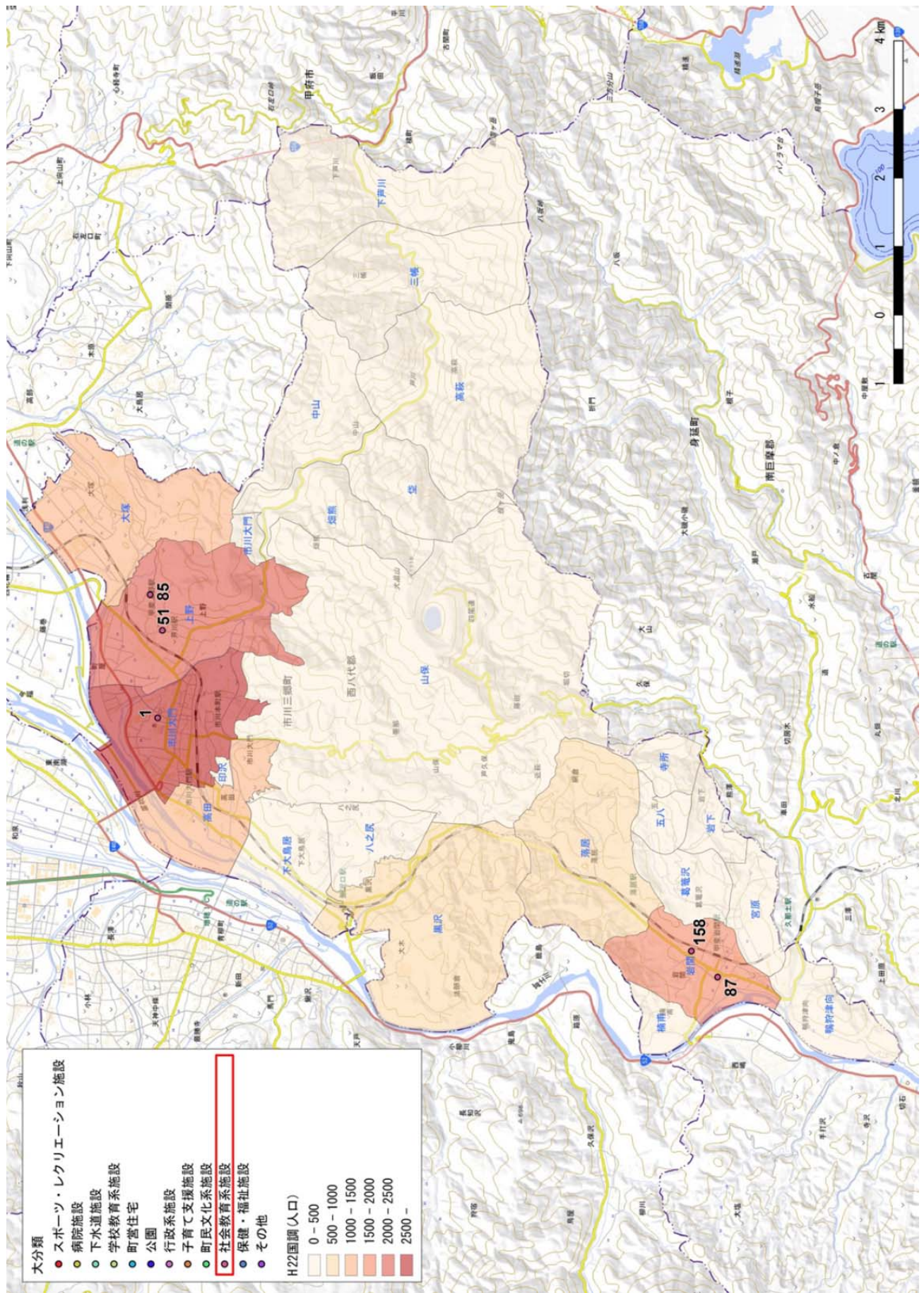
※赤着色部 …… 除却予定施設

- ・歌舞伎文化公園内にある施設文化公園は併設施設となっています。
- ・町立図書館は、除却予定施設となっています。
- ・図書館、資料館の利用の傾向をアンケートで確認すると、年に1度以上の利用者は2割程度となっています。両施設とも人口の多い市川大門、上野地区にあるため、利用者はその地区居住者がやや多い傾向にあります。

(2) 今後の方針

- ・施設の必要性、利便性、町民ニーズ等を踏まえて、存続を図っていきます。
- ・施設から遠い町民に対するサービス等についてニーズを踏まえて検討を行います。
- ・建築物の定期点検を適切に推進していきます。現況調査で施設の劣化状況を把握し、計画的に修繕・更新を実施することにより長寿命化を図ります。また施設設備の安全確保にも努めます。

〈施設位置図〉



4-1-7 スポーツ・レクリエーション施設

(1) 現状と課題

<施設概要>

No.	建物名	配置形態	建築年	耐震補強	災害時 避難所指定
88	みたまの湯・のっぶいの館	単独	2004	不要（新耐震）	無
131	六郷の里 つむぎの湯・いきいきセンター	単独	2003	不要（新耐震）	無
135	市川三郷町民大塚体育館	単独	1978	実施済み	無
148	市川三郷町弓道場	単独	1984	不要（新耐震）	無
149	市川大門体育館	単独	1985	不要（新耐震）	有
178	ニードスポーツセンター	単独	2005	不要（新耐震）	有

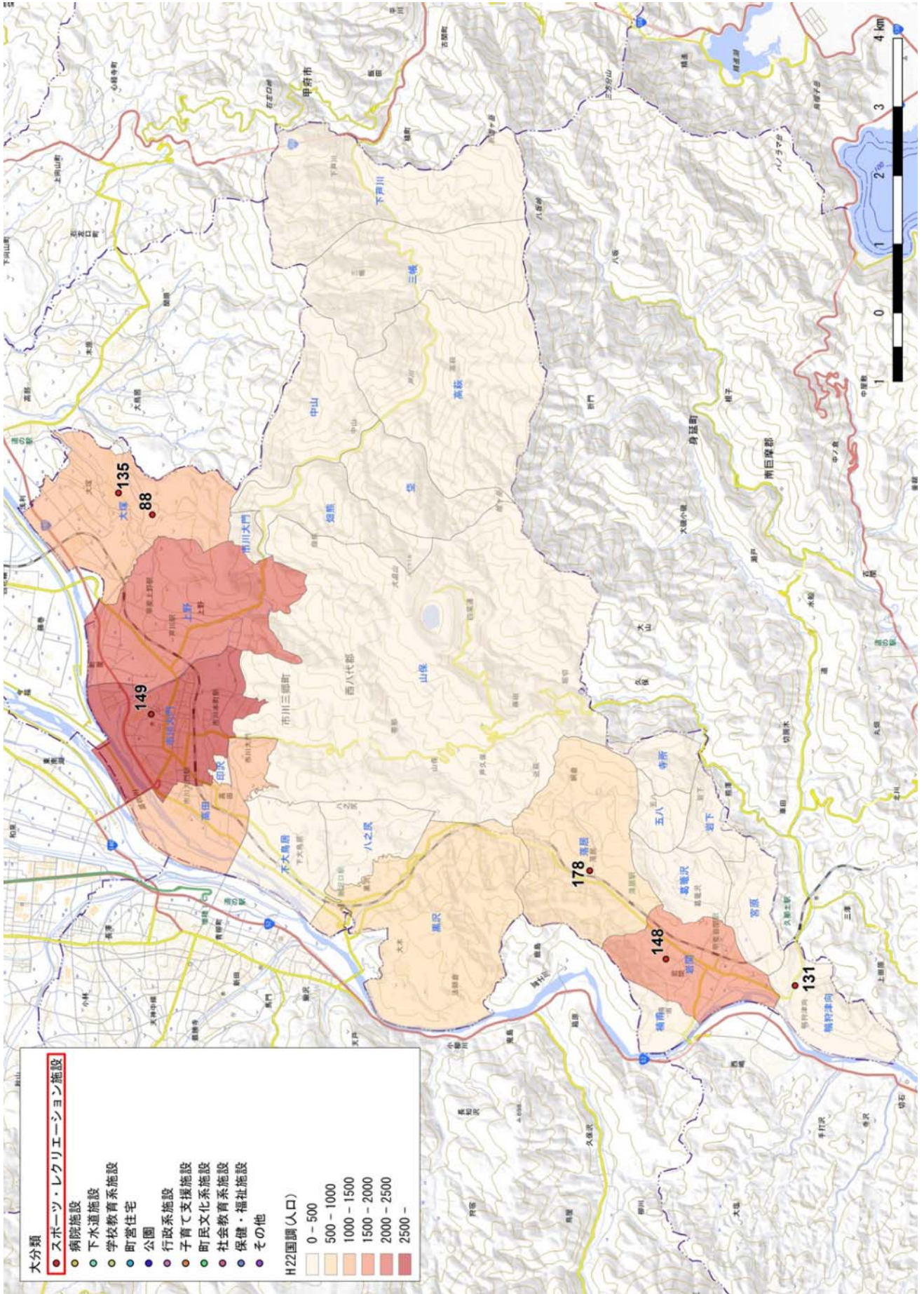
※赤着色部 …… 除却予定施設

- ・スポーツ施設は4箇所、レクリエーション・観光施設は2箇所となっています。各施設とも旧町中心の人口の多い地区に立地しています。
- ・弓道場、市川大門体育館は除却予定となっています。
- ・スポーツ施設の運営管理は業務委託、その他の一部の施設では指定管理者制度を導入しています。
- ・スポーツ・レクリエーション施設の利用の傾向をアンケートで確認すると、スポーツ施設は、「施設のある場所までが不便」であると感じる町民がやや多くなっています。年1度の利用は、スポーツ施設で2割、レクリエーション施設で5割です。文化と武道の館以外は、50歳代以上の高齢層の利用が定期的であり、若年層の利用が少なくなっています。

(2) 今後の方針

- ・スポーツ施設、レクリエーション系施設は基本的に存続する方向として考えます。
- ・但し、施設の老朽度、地域性、町民ニーズ・利用状況、必要性等を踏まえ、周辺の施設との集約化・多機能化、用途転用等を検討していきます。
- ・建築物の定期点検を適切に推進します。現況調査で施設の劣化状況を把握し、計画的に修繕・更新を実施することにより長寿命化を図ります。また施設設備の安全確保にも努めます。
- ・指定管理者制度導入や業務委託を検討し、コストの縮減等を図ります。
- ・法定、日常点検の適切な実施により施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響を把握して適切な対応を図ります。

〈施設位置図〉



4-1-8 子育て支援施設

(1) 現状と課題

<施設概要>

No.	建物名	配置形態	建築年	耐震補強	災害時 避難所指定
76	市川三郷町立市川保育所	単独	1971	未実施	無
77	市川三郷町立富士見保育所	複合	1976	不要	無
	チャイルドセンター友優	複合	1976	不要	無
78	市川三郷町立市川南保育所	単独	1979	不要	無
79	市川三郷町立山保へき地保育所	単独	1990	不要（新耐震）	無
80	市川三郷町立三珠保育所	単独	1996	不要（新耐震）	無
81	市川三郷町立大塚保育所	単独	2001	不要（新耐震）	有
167	総合こどもセンター	単独	1979	不要	有
168	みたま児童館	単独	2003	不要（新耐震）	無

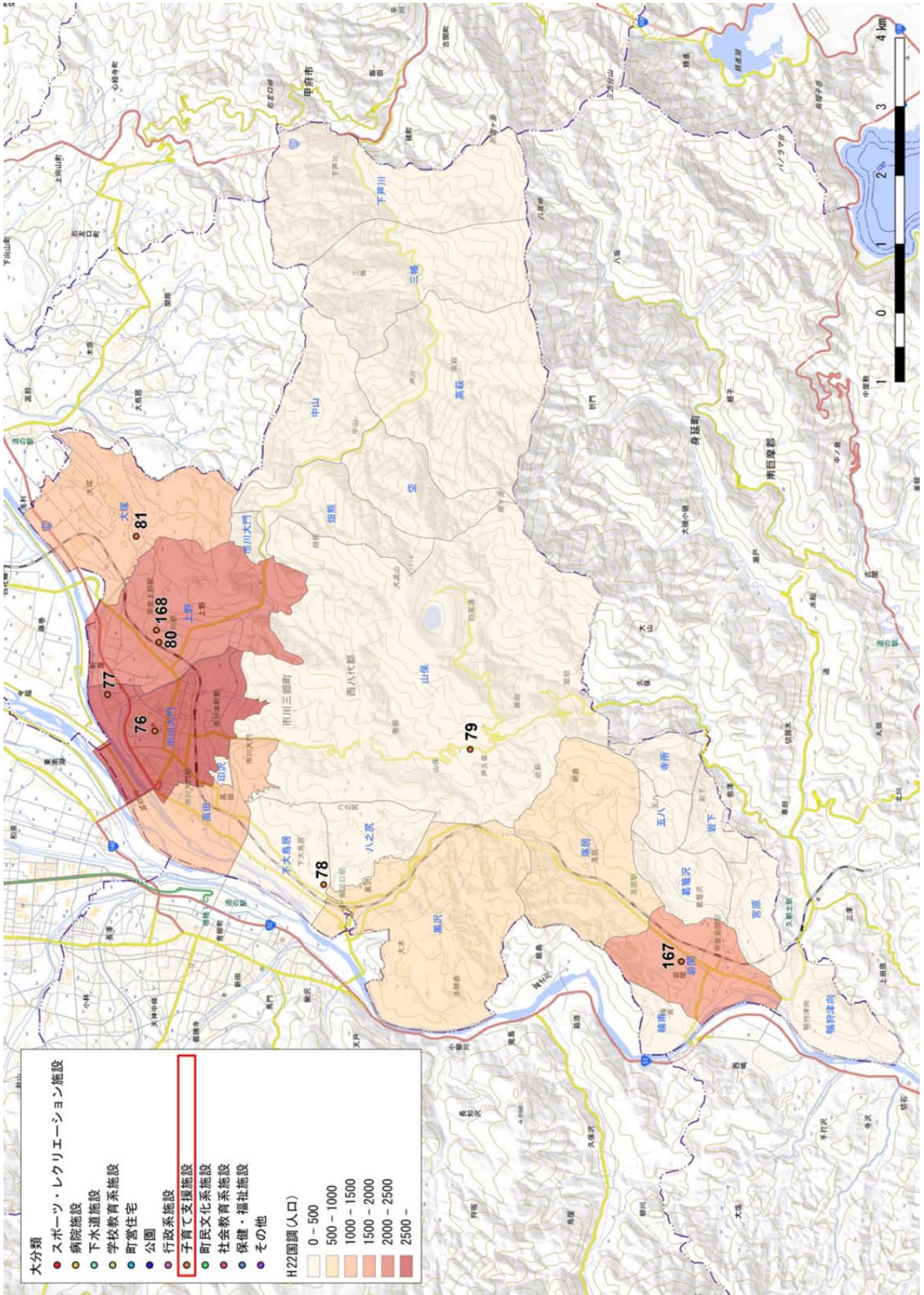
※赤着色部 …… 除却予定施設

- ・9施設の子育て支援施設のうち、2施設が避難所に指定されています。
- ・市川保育所は、除却予定施設となっています。
- ・施設は旧町の中心部である人口の多い地域を中心に配置されていますが、2箇所は下大鳥居、山保に立地しています。
- ・子育て支援施設の利用の傾向をアンケートで確認すると、施設自体が子育て世代中心のものであるために全体としては利用しない町民が多くなっています。幼児・児童施設は、市川大門地区の町民が他地区より多く利用する傾向にあります。

(2) 今後の方針

- ・子育て支援施設は将来の少子化の動向を注視しつつ適正な規模・必要性、容量を検討します。
- ・現在はすべての施設が直営ですが、今後の運営管理のあり方について、委託などの方法についても検討します。
- ・法定・日常点検の適切な実施により施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響を把握して適切な対応を図ります。

〈施設位置図〉



4-1-9 保健・福祉施設

(1) 現状と課題

<施設概要>

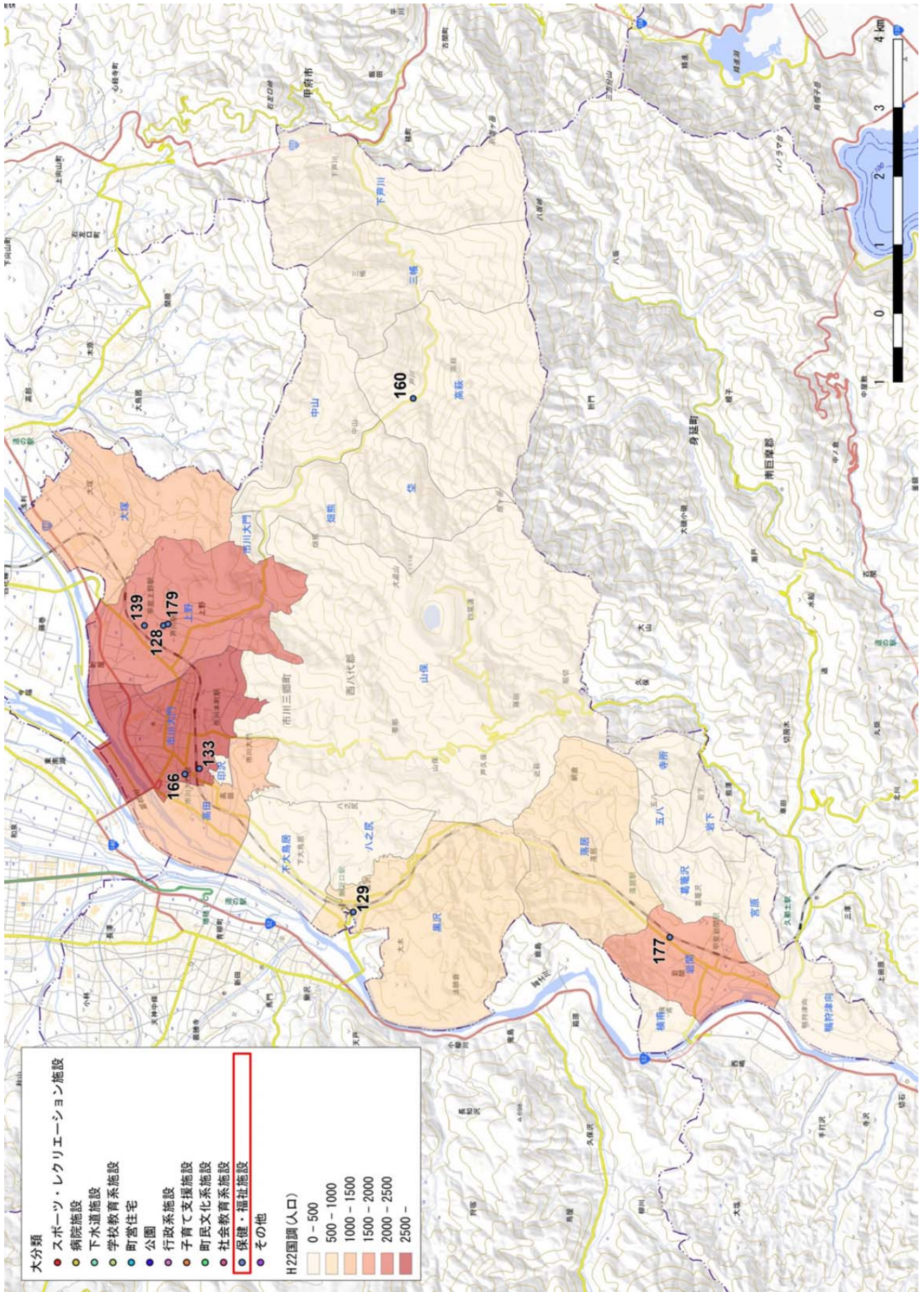
No.	建物名	配置 形態	建築年	耐震補強	災害時 避難所指定
128	三珠総合福祉センター	単独	1976	実施済み	有
129	市川三郷町高齢者生産活動施設	単独	1994	不要（新耐震）	無
133	ふれあいいきいきサロン	単独	1999	不要（新耐震）	無
139	三珠心身障害者作業所たんぼぼの家	単独	1998	不要（新耐震）	無
160	下九一色生活改善センター	単独	1981	未実施	有
166	高齢者生きがい活動支援通所事業所	単独	2000	不要（新耐震）	無
177	六郷ふれあいセンター	単独	1998	不要（新耐震）	有
179	三珠健康管理センター	単独	1992	不要（新耐震）	有

- 保健福祉施設は8箇所あり、いずれも単独配置となっています。
- 保健福祉施設の利用の傾向をアンケートで確認すると、施設が町域の中央から東側に偏在していることもあり、三珠地区の利用が他地区に比べて多くなっています。また、利用者は70歳以上の高齢世代が多く、15%近くになっています。

(2) 今後の方針

- 高齢者・福祉施設は基本的に存続を図ることとします。
- ただし、施設の老朽度、地域性、人口動向、町民ニーズ、必要性等を踏まえ、周辺の施設との集約化・多機能化、用途転用、廃止等を検討します。
- 経費の節減、管理運営の効率化とサービスの質の向上のため指定管理者制度を含めた外部委託を検討します。
- 法定、日常点検の適切な実施により施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響を把握して適切な対応を図ります。

〈施設位置図〉



4-1-10 公園

(1) 現状と課題

<施設概要>

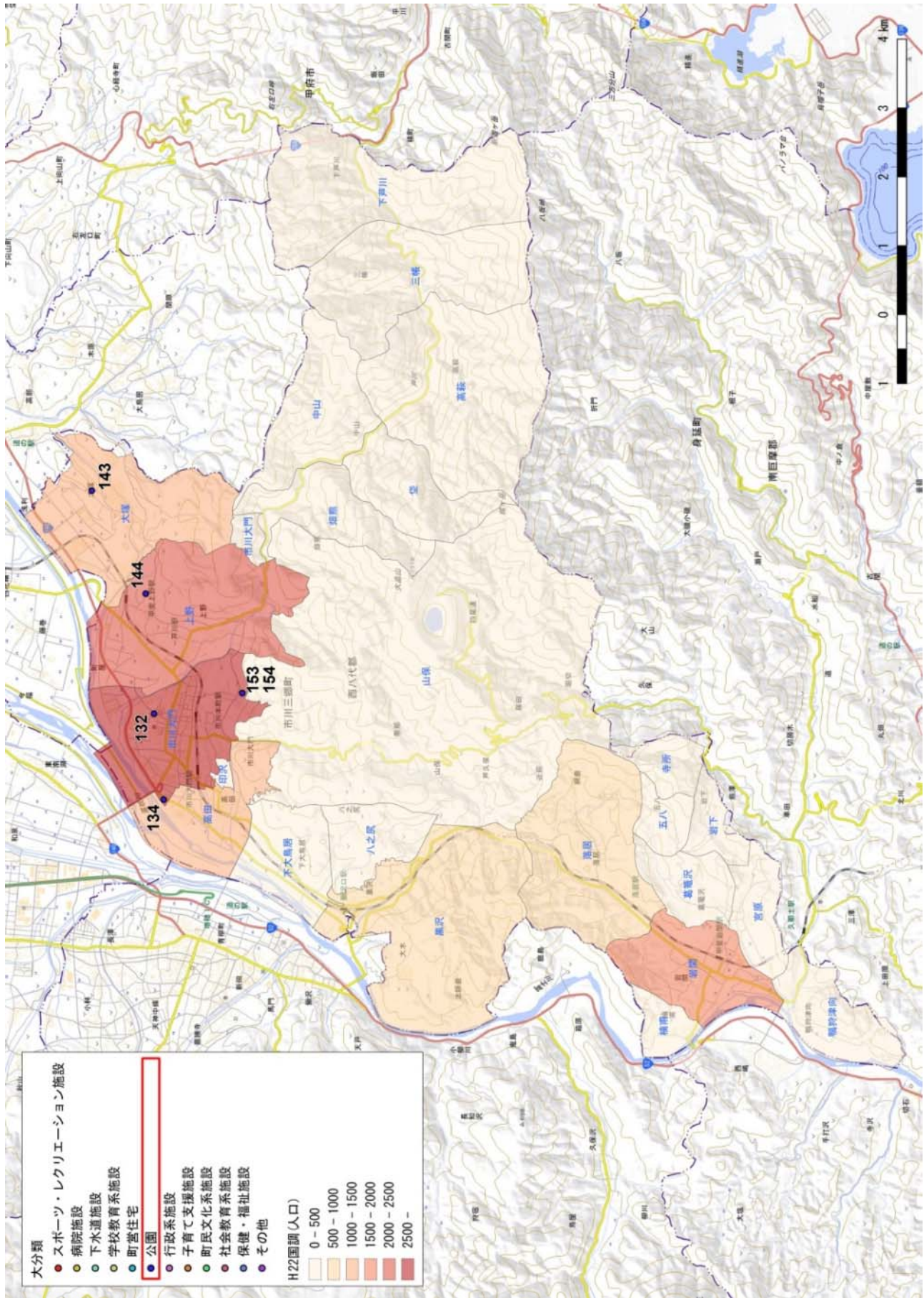
No.	建物名	配置形態	建築年	耐震補強	災害時 避難所指定
132	神明公園トイレ	単独	1999	不要	無
134	市川三郷町花火公園	-	-	-	無
	市川三郷町花火公園（管理棟）	併設	2005	不要（新耐震）	-
	市川三郷町花火公園（展示場）	併設	1969	不要	-
143	波場公園トイレ	単独	1991	不要	無
144	文化資料館ボタン園トイレ	単独	1990	不要	無
153	大門碑林公園管理棟トイレ	単独	1994	不要	無
154	大門碑林公園駐車場トイレ	単独	1994	不要	無

- ・公園に設置されている建築物は、管理棟、トイレ、展示場が主であり、6施設あります。
- ・公園の利用の傾向をアンケートで確認すると、町民のうち、年1度以上の利用は4割近くを占め、中でも30歳代で6割を超えています。三珠地区での利用者が他の地区よりも多い傾向にあり、半数が年1度以上利用しています。

(2) 今後の方針

- ・将来の人口動向を注視しつつ適正な規模・必要性を検討していきます。特に、住民が増加している地区にも関わらず、整備されていない地区については必要性等を検討していきます。
- ・公園の美化等住民参加による適切な公園の管理を検討していきます。
- ・法定・日常点検の適切な実施により施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響を把握して適切な対応を図ります。遊具を含め、年度ごとに点検を実施し、事故につながるおそれがある場合は適切な措置を講じます。

〈施設位置図〉



4-1-11 病院施設

(1) 現状と課題

<施設概要>

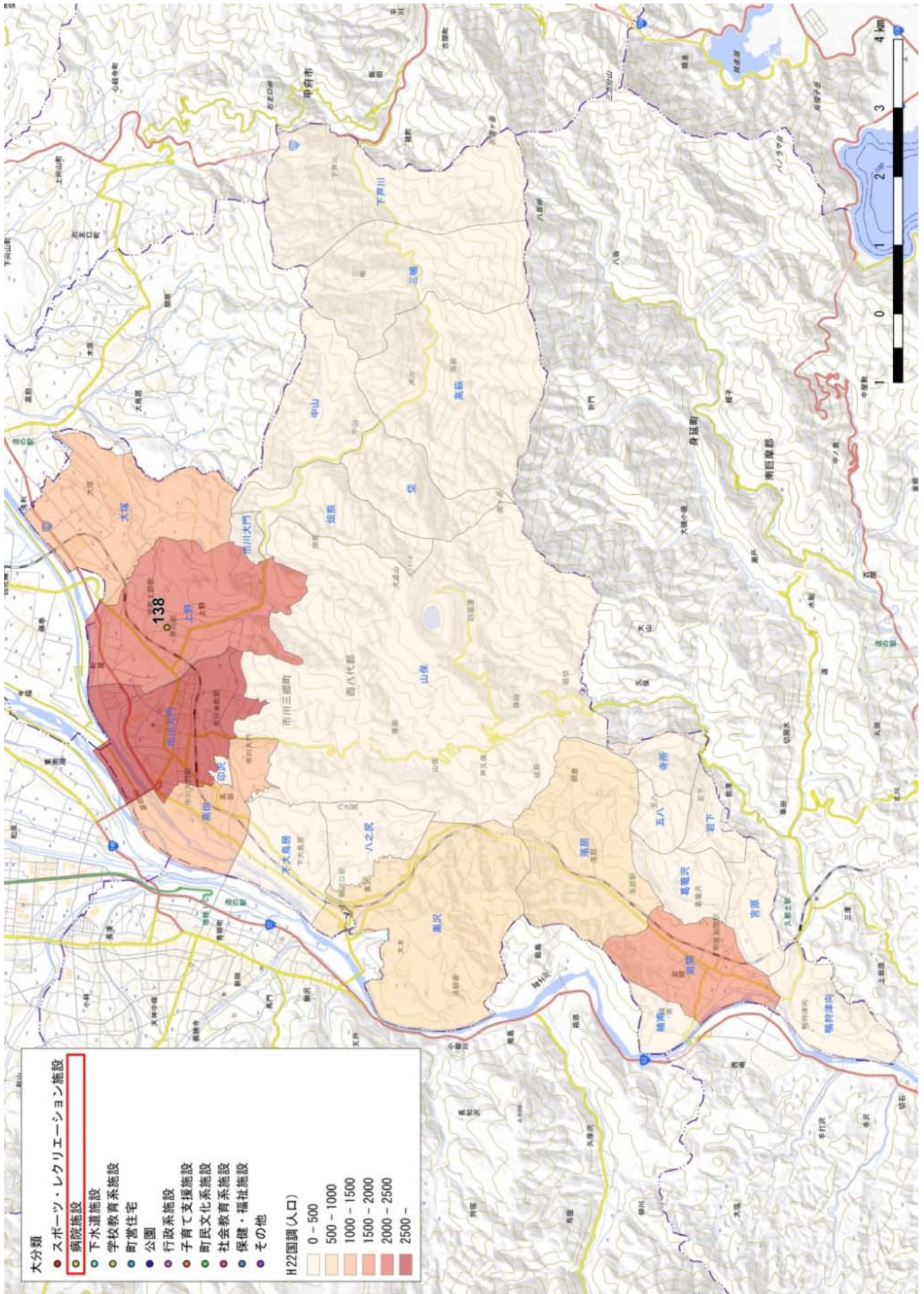
No.	建物名	配置形態	建築年	耐震補強	災害時 避難所指定
138	町営国民健康保険診療所	-	-	-	無
	町営国民健康保険診療所（診療所）	併設	1996	不要（新耐震）	-
	町営国民健康保険診療所（医師住宅）	併設	1996	不要（新耐震）	-
	町営国民健康保険診療所（車庫）	併設	1996	不要	-

- 医療施設は 1 箇所で、災害時避難所指定はされていません。
- 医療施設利用の傾向をアンケートで確認すると、年 1 度以上利用しているのは 6 割を超えるとともに、高齢層となっています。施設は三珠地区にあり、この地区の利用者が多くなっています。

(2) 今後の方針

- 法定、日常点検の適切な実施により施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響を把握して適切な対応を図ります
- 長期的な視点による効率的な維持管理を行い、予防保全の考え方に立って計画的に修繕等を実施します。これにより施設の長寿命化を図ります。

＜施設位置図＞



4-1-12 学校教育施設

(1) 現状と課題

<施設概要>

No.	建物名	配置形態	建築年	耐震補強	災害時 避難所指定
2	三珠中学校	-	-	-	有
	三珠中学校・普通教室	併設	1984	不要（新耐震）	-
	三珠中学校・特別教室	併設	1984	不要（新耐震）	-
	三珠中学校・体育館	併設	1985	不要（新耐震）	-
3	市川小学校	-	-	-	有
	市川小学校・プール	併設	1998	不要（新耐震）	-
	市川小学校・校舎	併設	1991	不要（新耐震）	-
	市川小学校・体育館	併設	1970	実施済み	-
	市川小学校・本館	併設	1998	不要（新耐震）	-
4	市川中学校	-	-	-	有
	市川中学校・プール	併設	1984	不要（新耐震）	-
	市川中学校・校舎	併設	1978	実施済み	-
	市川中学校・体育館	併設	1980	実施済み	-
5	市川東小学校	-	-	-	有
	市川東小学校・プール	併設	2000	不要（新耐震）	-
	市川東小学校・校舎	併設	2008	不要（新耐震）	-
	市川東小学校・体育館	併設	1991	不要（新耐震）	-
6	市川南小学校	-	-	-	有
	市川南小学校・校舎	併設	1984	不要（新耐震）	-
	市川南小学校・体育館	併設	1985	不要（新耐震）	-
7	市川南中学校	-	-	-	有
	市川南中学校・プール	併設	1988	不要（新耐震）	-
	市川南中学校・校舎	併設	1985	不要（新耐震）	-
8	上野小学校	-	-	-	有
	上野小学校・新館	併設	1978	実施済み	-
	上野小学校・体育館	併設	1980	実施済み	-
	上野小学校・本館	併設	1972	実施済み	-
9	大塚小学校	-	-	-	有
	大塚小学校・パソコン教室	併設	2000	不要（新耐震）	-
	大塚小学校・別館	併設	1987	不要（新耐震）	-
	大塚小学校・本館	併設	1966	実施済み	-
10	六郷小学校	-	-	-	有
	六郷小学校・プール	併設	1986	不要（新耐震）	-

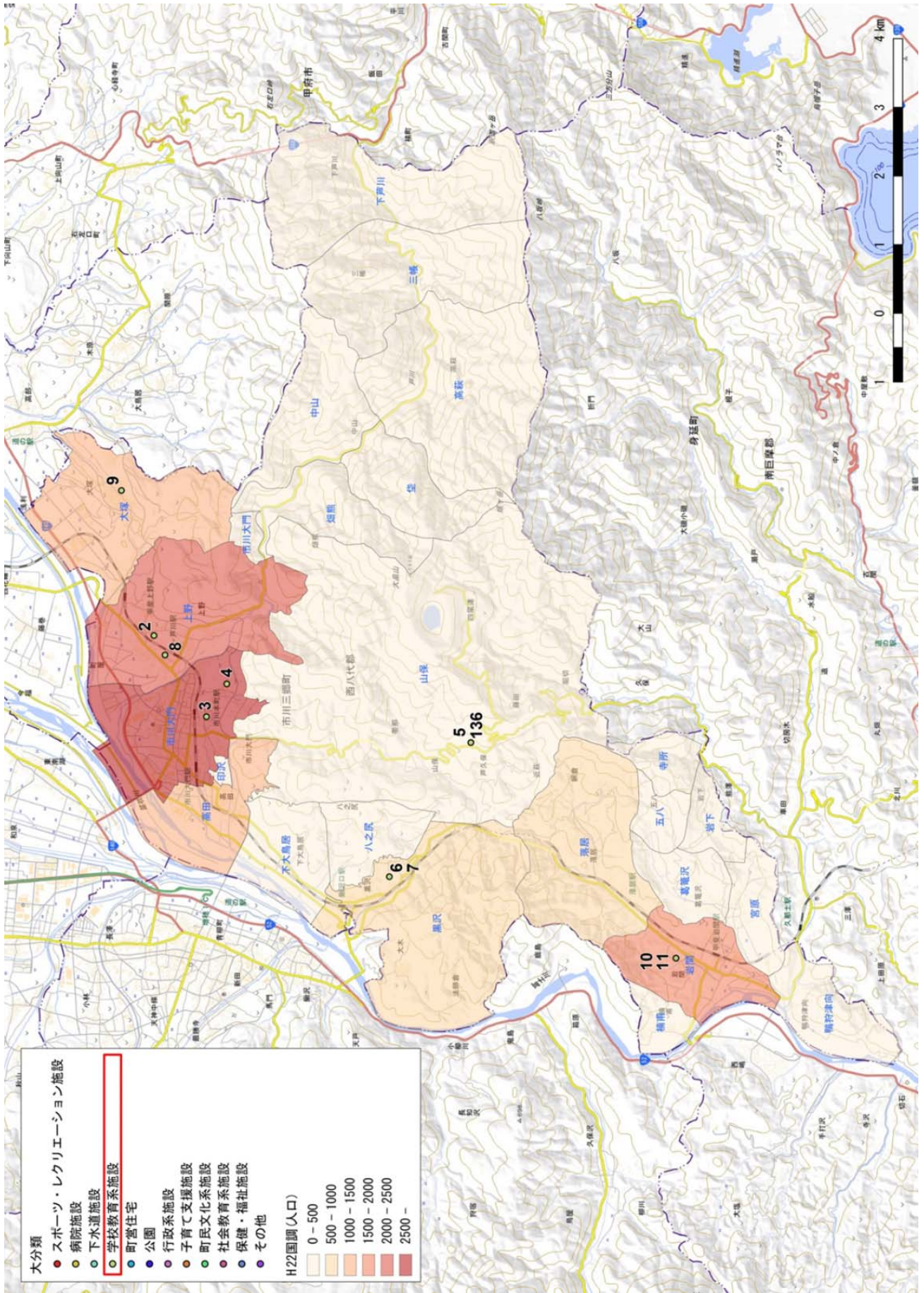
No.	建物名	配置形態	建築年	耐震補強	災害時 避難所指定
	六郷小学校・校舎	併設	1979	実施済み	-
	六郷小学校・体育館	併設	1982	不要（新耐震）	-
11	六郷中学校	-	-	-	有
	六郷中学校・校舎	併設	1972	実施済み	-
	六郷中学校・特別教室	併設	2013	不要（新耐震）	-
	六郷中学校・体育館	併設	1999	不要（新耐震）	-
136	山保教員住宅	単独	1972	未実施	

- ・学校教育施設は小学校が6校、中学校が4校の計10校となっています。また、教員住宅を1棟保有しています。
- ・学校は旧町域でそれぞれの人口が多い地区を中心に設置され、旧耐震基準の施設も多くありますが、耐震補強はすべて実施済みとなっています。
- ・児童、生徒の通学範囲を考慮し、各地域に分散設置しています。

(2) 今後の方針

- ・学校教育施設は将来の少子化の動向を注視しつつ学校規模の適正化、統廃合を検討します。児童・生徒数、適正な通学区の設定、地元への影響等、諸条件を総合的に判断し、安全で快適な教育環境の整備を推進します。
- ・長期的な視点による効率的な維持管理を行い、予防保全の考え方に立って計画的に修繕等を実施します。これにより施設の長寿命化を図ります。

〈施設位置図〉



4-1-13 町営住宅

(1) 現状と課題

<施設概要>

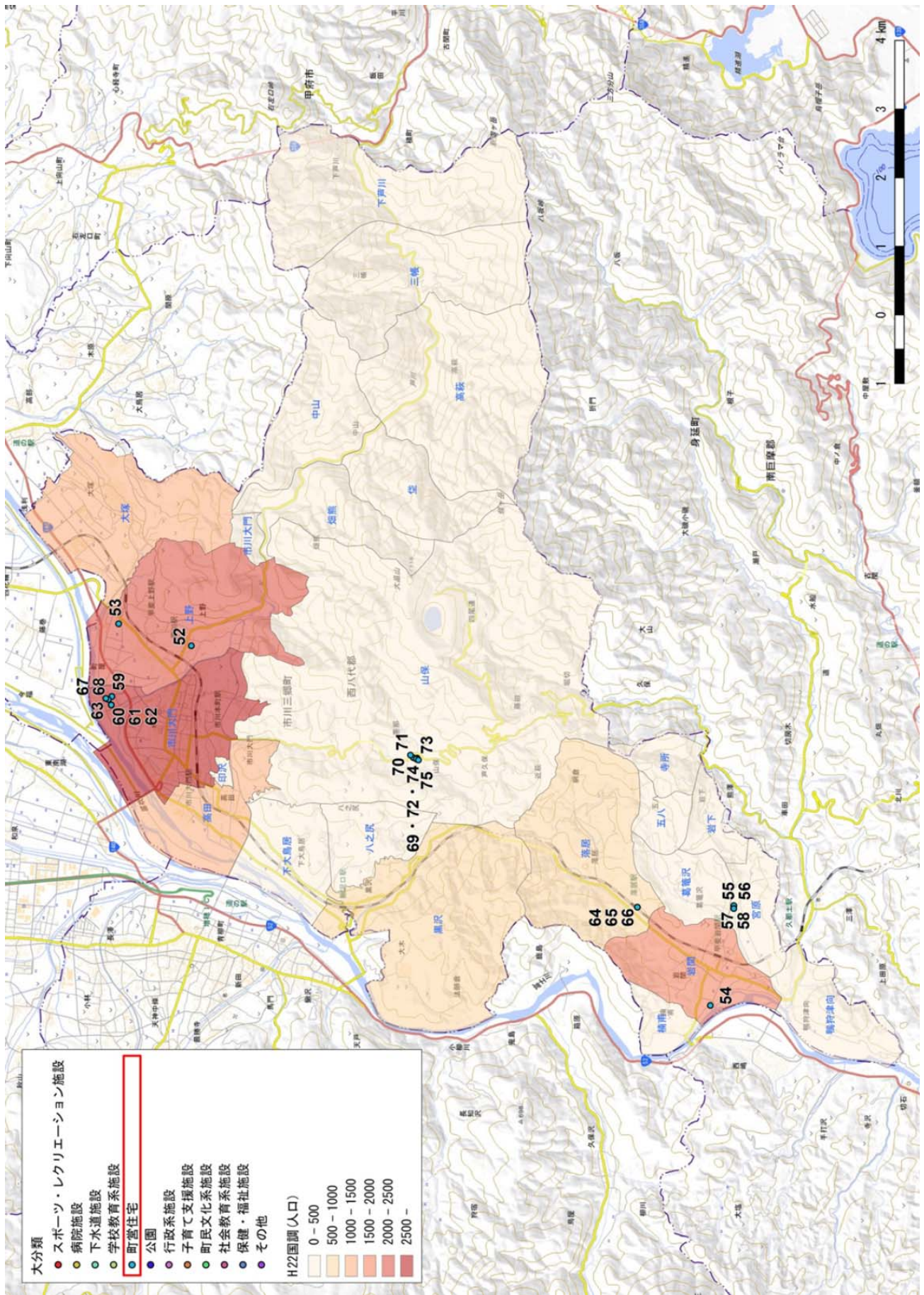
No.	建物名	配置形態	建築年	耐震補強	災害時 避難所指定
52	町営川浦団地	単独	1967	未実施	無
53	町営桃林橋団地	単独	1966	未実施	無
54	町営岩間住宅	単独	2006	不要（新耐震）	無
55	町営宮原1団地1号棟	単独	1971	未実施	無
56	町営宮原1団地2号棟	単独	1971	未実施	無
57	町営宮原2団地1号棟	単独	1979	未実施	無
58	町営宮原2団地2号棟	単独	1979	未実施	無
59	町営富士見住宅1号棟	単独	2005	不要（新耐震）	無
60	町営富士見住宅2号棟	単独	2008	不要（新耐震）	無
61	町営富士見住宅3号棟	単独	2009	不要（新耐震）	無
62	町営富士見住宅4号棟	単独	2010	不要（新耐震）	無
63	町営富士見団地16号棟	単独	1988	不要（新耐震）	無
64	町営落居団地1号棟	単独	1980	未実施	無
65	町営落居団地2号棟	単独	1980	未実施	無
66	町営落居団地3号棟	単独	1981	未実施	無
67	町有住宅市川団地1号棟	単独	1972	実施済み	無
68	町有住宅市川団地2号棟	単独	1972	実施済み	無
69	定住促進住宅1号棟	単独	2012	不要（新耐震）	無
70	定住促進住宅2号棟	単独	2012	不要（新耐震）	無
71	定住促進住宅3号棟	単独	2013	不要（新耐震）	無
72	定住促進住宅4号棟	単独	2013	不要（新耐震）	無
73	定住促進住宅5号棟	単独	2014	不要（新耐震）	無
74	定住促進住宅6号棟	単独	2014	不要（新耐震）	無
75	定住促進住宅7号棟	単独	2014	不要（新耐震）	無

- 町営住宅及びその関連施設は24施設あり、このうち9施設で耐震補強がされていません。
- 経過年数が30年を超える施設も多くみられ、老朽化が進んでいます。
- 公営住宅は、旧町の中心である人口の多い地区を中心に配置されています。ただし、定住促進住宅はその限りではありません。

(2) 今後の方針

- 利用状況等を考慮し、老朽化した町営住宅の廃止・取り壊しを検討し、不足する戸数の確保を検討します。
- 計画的な修繕を実施し、長寿命化を図り、必要な戸数を維持していきます。これら修繕・改善することでライフサイクルコストを縮減します。

<施設位置図>



4-1-14 その他施設

(1) 現状と課題

<施設概要>

No.	建物名	配置形態	建築年	耐震補強	災害時 避難所指定
89	下大鳥居排水機場	単独	1999	不要	無
90	岩間排水機場	単独	1990	不要	無
91	高田排水機場	単独	1969	不要	無
92	黒沢開田揚水機場	単独	2009	不要	無
93	上野排水機場	単独	1984	不要	無
94	大正田揚水機場	単独	1999	不要	無
95	大塚排水機場	単独	1979	不要	無
96	大塚揚水機場	単独	2001	不要	無
97	大同排水機場	単独	1990	不要	無
98	楠甫揚水機場	単独	2001	不要	無
99	防災備蓄倉庫（岩間 495）	単独	1976	不要	無
100	防災備蓄倉庫（市川大門 1790-3）	単独	2003	不要	無
101	防災備蓄倉庫（市川大門 1852-3）	単独	2006	不要	無
102	防災備蓄倉庫（山保 6315）	単独	2006	不要	無
103	防災備蓄倉庫（岩下 117）	単独	2006	不要	無
104	防災備蓄倉庫（大塚 1727）	単独	2007	不要	無
105	防災備蓄倉庫（市川大門 6282-1）	単独	2007	不要	無
106	防災備蓄倉庫（宮原 1290）	単独	2007	不要	無
107	防災備蓄倉庫（黒沢 1504-1）	単独	2008	不要	無
108	防災備蓄倉庫（落居 2331-1）	単独	2008	不要	無
109	防災備蓄倉庫（高萩）	単独	2009	不要	無
110	防災備蓄倉庫（黒沢 5264）	単独	2009	不要	無
111	防災備蓄倉庫（楠甫 273-3）	単独	2009	不要	無
112	防災備蓄倉庫（大塚 4763）	単独	2010	不要	無
113	防災備蓄倉庫（岩間 3005-3）	単独	2010	不要	無
114	防災備蓄倉庫（畑熊 246）	単独	2014	不要	無
115	防災備蓄倉庫（中山橋手前）	単独	2014	不要	無
116	防災備蓄倉庫（埜）	単独	2014	不要	無
117	防災備蓄倉庫（古宿）	単独	2014	不要	無
118	防災備蓄倉庫（三帳）	単独	2014	不要	無
119	防災備蓄倉庫（下芦川）	単独	2014	不要	無
120	防災備蓄倉庫（鴨狩津向 640）	単独	2014	不要	無
121	防災備蓄倉庫（上野 2721）	単独	2008	不要	無

No.	建物名	配置形態	建築年	耐震補強	災害時 避難所指定
122	防災備蓄倉庫（岩間 4141-2）	単独	2015	不要	無
123	防災備蓄倉庫（黒沢 5931 法師倉）	単独	2015	不要	無
124	防災備蓄倉庫（八之尻 1017-2 宮沢）	単独	2015	不要	無
125	防災備蓄倉庫（八之尻 652-2 別所）	単独	2015	不要	無
126	防災備蓄倉庫（八之尻 446-2 沖村）	単独	2015	不要	無
127	防災備蓄倉庫（八之尻 1083 仲村）	単独	2015	不要	無
130	市川三郷町特産品加工施設	単独	1995	不要（新耐震）	無
137	総合グランドトイレ	単独	1997	不要	無
140	三珠学校給食センター	単独	1999	不要（新耐震）	無
141	歌舞伎文化公園駐車場トイレ	単独	1997	不要	無
142	JR芦川駅トイレ	単独	1998	不要	無
145	農村広場管理棟	単独	1990	不要（新耐震）	無
146	歌舞伎文化公園親水広場トイレ	単独	2003	不要	無
147	三珠中学校校庭トイレ	単独	1998	不要	無
150	六郷学校給食センター	単独	1980	未実施	無
151	甲斐上野駅トイレ	単独	2004	不要	無
152	市川大門学校給食センター	単独	1991	不要	無
155	四尾連湖公衆用トイレ	単独	1995	不要	無
156	甲斐岩間駅トイレ	単独	2002	不要	無
157	落居駅トイレ	単独	1998	不要	無

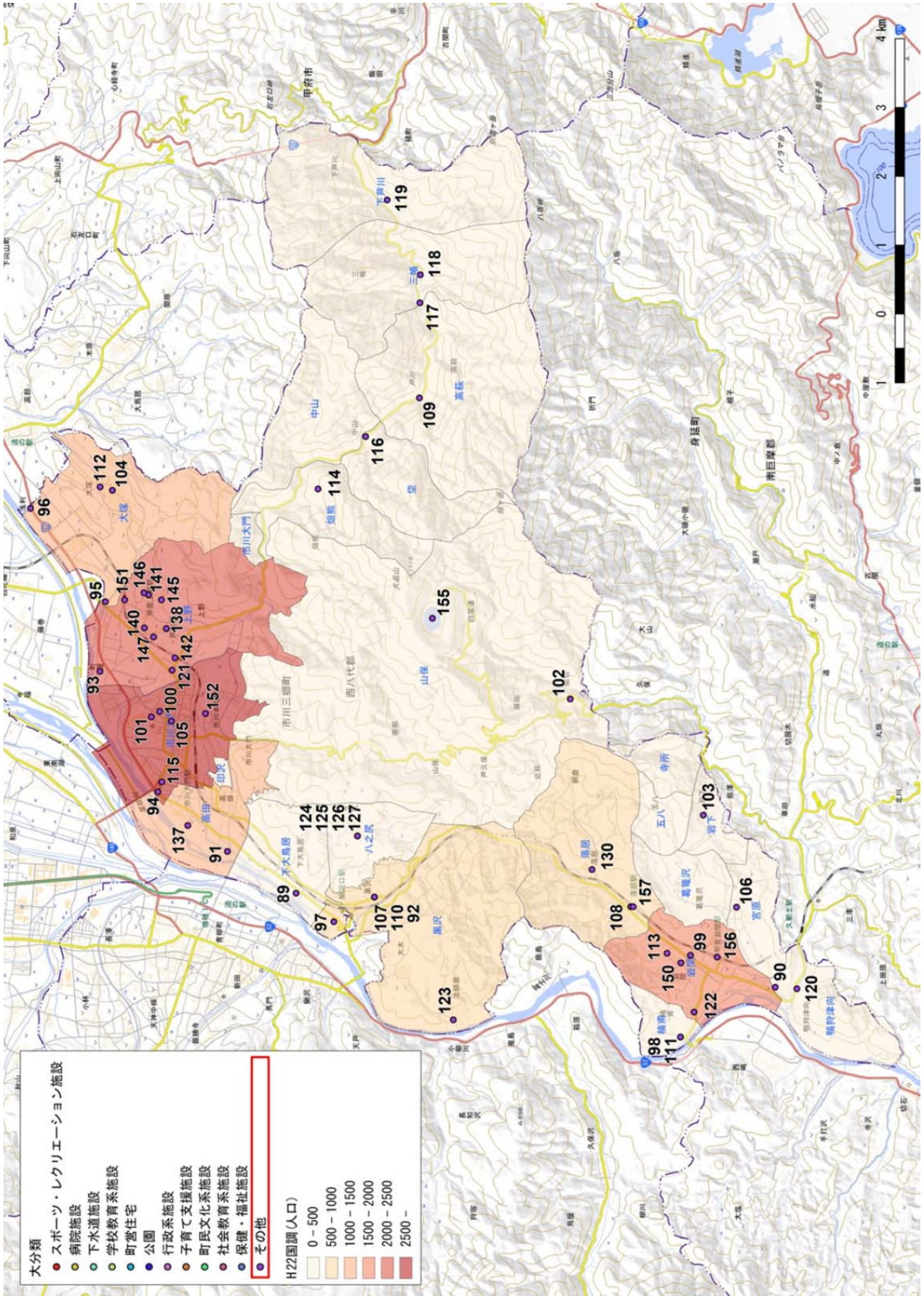
※建物名の括弧内は所在地

- その他施設としては駐車場トイレ、排水機場、揚水機場、防災備蓄倉庫、特産品加工施設、給食センターがあり、合計 54 施設となっています。
- 施設の多くが、人口の多い地域を中心に各地に点在していますが、防災備蓄倉庫に関しては、各地域に分散配置しています。

(2) 今後の方針

- 通常時の状態と異なる現象が生じていないか日常管理で常に留意し、点検結果を踏まえ、適時適切な補修・更新等を行い、徹底的な長寿命化を図ります。
- 将来需要に見合った適正規模を確保します。

〈施設位置図〉



4-2 インフラ

インフラの最適化と持続可能な財政運営との両立に向け、インフラ老朽化対策における国の方向性を示した「インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）」を踏まえ、規模、質、コストに着目した「社会構造の変化や町民ニーズに応じた最適化」「安心・安全の確保」「中長期的なコスト管理」をインフラマネジメントの方針とします。

維持・整備を行う中で、社会構造の変化等による不要となるインフラを確認し、利用需要の変化に応じた最適な量・配置を把握します。これとともに安全性を確保し、業務の見直しによる維持管理費の縮減や、所定の機能を維持しながら施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

4-2-1 社会構造の変化や町民ニーズに応じた最適化

今後の人口減少による利用需要の変化や、社会経済情勢の変化により、インフラに求められる役割や機能、規模も変化していくと考えられます。

そのため、老朽化対策と併せて、防災機能の強化やユニバーサルデザインの導入など、社会の要請に応じた機能向上を図ります。

① インフラの適正配置

少子高齢化による利用状況や町民ニーズの変化に応じ、既存インフラの必要性を見直し、計画中施設も含めて必要性の低いインフラの整理・廃止等を進めるなど、都市計画との整合を図りながら、インフラの適正な規模と配置を進めます。

② 社会の要請など新しいニーズへの対応

インフラに求められる役割や機能の変化は更新等を見直し、防災機能の強化やユニバーサルデザインの導入など、各インフラに新たに求められる機能や質を精査し、質的向上や機能追加を図ります。

4-2-2 安心・安全の確保

インフラは、町民生活や経済活動を支える基盤であり、安全性や信頼性の確保は重要です。

そのため、整備年度が不明なインフラの点検・診断を行い、危険度が高いと診断されたインフラは速やかに措置を講ずるとともに、予防保全型の維持管理を導入してインフラの安全性を確保し、機能を長く良好な状態に保ちます。

① メンテナンスサイクルの構築

インフラの劣化や損傷を定期的な点検・診断によって正確に把握し、必要な対策を適切な時期に効率的・効果的に実施するとともに、インフラの状態を記録して次期点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築します。

このサイクルを通じ、インフラに求められる安全性や信頼性などの適切な性能を長期間保持するための「長寿命化計画等」を作成し、構造物の維持管理を効率的・効果的に進めます。

4-2-3 中長期的なコスト管理

必要なインフラの機能を維持していくためには、中長期的なトータルコストの縮減や、費用負担の平準化を図る必要があります。

そのため、計画的な予防保全で大規模な修繕や更新を回避して長寿命化を図り、維持管理のトータルコストの縮減と修繕工事の計画的分散化で費用の平準化を図ります。

① 予防保全型の維持管理の導入

インフラを維持していくためにトータルコストを縮減し、費用負担を平準化する必要があります。このため損傷が軽微な早期段階に予防的な修繕等を実施し、インフラの長寿命化を図り、大規模な修繕や更新を回避する「予防保全型の維持管理」の導入を推進します。

② 維持管理の容易な構造の選択等

新設・更新時には、維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用し、維持管理コストの縮減に努めるとともに、長寿命な材料を採用するなど、インフラそのものの耐久性を向上させます。

③ 新技術の導入

点検・診断や補修等に新技術を導入するなど、維持管理コストの縮減を図ります。

④ 官民連携

指定管理者制度や包括的業務委託のほか、インフラ整備・運営を一体的に民間事業者に委ねる PFI 手法など、民間活力を活用したインフラ管理手法を積極的に活用し、町民サービスの維持・向上と経費節減を図ります。

4-2-4 道路

(1) 今後の方針

- ・トンネル等は5年に1回、近接目視による点検を行います。舗装、照明柱等は点検結果により、経年的な劣化に基づく適切な更新年数を設定します。施設の重要度や健全度等から優先順位を決め、計画的に修繕・更新等を実施します。

4-2-5 橋りょう

(1) 今後の方針

- ・橋りょう等は5年に1回、近接目視による点検を行います。舗装、照明柱等は点検結果により、経年的な劣化に基づく適切な更新年数を設定します。施設の重要度や健全度等から優先順位を決め、計画的に修繕・更新等を実施します。

4-2-6 上水道・簡易水道施設

(1) 今後の方針

- 上水道施設は重要なライフラインであることから、存続を図っていきます。
- 将来需要に見合った適正規模を確保します。
- 施設や管路は計画的に更新を図ります。
- 機能を保持するよう、定期的な点検により破損状況や劣化状況を把握し、優先順位を考慮しながら、予防保全を前提とした計画的な修繕・更新等を実施して長寿命化を図ります。
- 地震発生時の被害を最小限に抑えるため、耐震管の整備は、重要度が高く代替機能のない基幹管路、拠点医療施設や災害対応活動の拠点施設への管路などを優先的に進めます。
- 年度不明施設の老朽化状況を早期に把握し、施設データの更新を行います。

4-2-7 下水道施設

(1) 今後の方針

- 下水道施設は重要なライフラインであることから、存続を図っていきます。
- 施設や管路は計画的に更新し、長寿命化並びに耐震化を図っていきます。
- 定期的な点検により施設の破損状況や劣化状況等を把握し、優先順位を考慮しながら、予防保全を前提とした計画的な修繕を実施し、長寿命化を図ります。
- 老朽化状況を早期に把握し、施設データの更新を行います。

5 公共施設等マネジメントの推進体制

5-1 進行管理に関する基本方針

本計画を進めるためには、町の将来像を実現するための総合計画と連動することが重要です。そのため、本計画は町の総合計画策定に合わせて見直し、その後は10年毎に見直すことを基本とします。ただし、社会情勢や町民ニーズが大きく変化する場合には、柔軟に計画の見直しを行いません。

また、本計画の実効性を高めるために実施計画として策定し、総合計画に位置づけ、定期的に見直しを行います。なお、見直し時には、議会や町民との情報共有を図ることとします。

それぞれの施設管理部門では、個別施設計画を策定し、これに基づいて、現在のサービス内容の調整を行った上で施設の修繕・更新等を実施していきます。

5-2 着実な推進に向けての基本方針

5-2-1 財源確保のための基金の創設

公共施設等の計画的な修繕・更新等に必要経費の財源確保を目的とした基金の創設を検討し、公共施設等の統廃合等により余剰となった土地や建築物を売却した収入を当該基金に積み立て、将来の修繕・更新等の費用に充当することを考えます。

5-2-2 スキルアップ研修等の実施

公共施設等の総合的な維持管理を円滑に推進するため、適正な人員配置と、職員一人ひとりの役割に応じた能力の向上が必要です。そのため、求められる資質や技能を高めるための研修を実施して意識啓発を進めます。

また、公共施設等の保全を適正に行うため、建築物・構造物の維持管理に係る知識・技能や、町民や事業者等による公共施設等の維持管理活動をマネジメント（モニタリング、指導、助言等）出来る技能を持つ職員の育成に努めていきます。

5-2-3 情報管理のためのシステム構築

公共施設等の一体的なマネジメントを推進するため、公共施設等の整備（修繕・更新・新規整備等）状況、点検・診断を含む維持管理状況、コスト状況などの情報を一元化することが非常に重要です。そのため、固定資産台帳のデータベースを活用・連動させ、情報の効率的な蓄積と効果的な活用を図っていきます。

